

【普及啓発版】

第6次 京都府食の安心・安全行動計画

(令和4年度～令和6年度)



令和3年12月
京 都 府

はじめに

京都府では、府民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、平成17年12月に京都府食の安心・安全推進条例（平成17年京都府条例第53号。以下「条例」という。）を制定しました。

この条例では、食の安心・安全に関する府及び食品関連事業者の責務や府民の役割を明確にするとともに、条例第5条の規定により食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「行動計画」という。）を定めることとしています。

第5次行動計画においては、食品衛生法等に基づく新たな制度、食物アレルギーを有する子どもの増加など、めまぐるしく変化する情勢に適応し、災害時も含めて安心・安全な食を提供する事業者等を育成するとともに、府民にその事業者の取組情報を的確に提供し、食に関する相互理解を促進する取組を行ってきました。

第6次行動計画（令和4年度～令和6年度）では、食品衛生法や食品表示法等に基づく新たな制度への対応に加え、令和2年1月に国内で初めての感染者が確認されて以来、人々の移動と交流の制約が長期化している新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化や価値観の多様化に伴う「食」を取り巻く情勢の変化への対応が求められています。

こうした情勢に対応し、食品による健康被害の未然防止等のため、行政による生産現場等や流通段階での監視、指導、検査等を着実に実施します。

また、食品関連事業者等の自主的な取組を促進するとともに、府民にその事業者の取組情報を的確に提供するなど、食に関する信頼感を向上します。

さらに、食情報が氾濫する中、「府民」が自らの食生活に応じた食の選択力を向上させるために学び、考える機会を増やすなど、食の安心・安全の確保に関する施策に積極的に取り組んでまいります。

目 次

第1章	食を取り巻く現状及び課題	1
第2章	第6次行動計画の基本的な考え方	5
第3章	食の安心・安全に向けた取組の展開	7
1	食の安全性確保に向けた行政による監視・検査体制の確保	7
	(1) 生産現場等の監視、指導	
	(2) 流通段階の監視、指導	
2	食を取り巻く変化に対応する食品関連事業者等の自主的な取組の促進	12
	(1) 安心・安全な食品を提供する事業者等の育成	
	(2) 持続可能な農業の推進	
3	府民の食に関する信頼感向上と選択力向上に向けた正確な情報の提供	18
	(1) 府民と食品関連事業者の交流による相互理解の促進	
	(2) 府民の食に関する学習環境の充実	
4	食の安心・安全に関わる危機管理対応	22
第4章	第6次行動計画の管理・公表	23

参考資料

第1章 食を取り巻く現状及び課題

1 食を取り巻く情勢・動向

(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大

新型コロナウイルス感染症は、世界的な拡大が続いており、令和2年1月に国内で初めての感染者が確認されて以来、人々の移動と交流の制約が長期化しています。

京都府域においても、海外からの観光客は急減し、緊急事態宣言の下、飲食店への休業要請に伴う府内産高級食材の需要が低下するなど、農林水産業を含む食関連産業に大きな影響が生じており、コロナ禍を踏まえた京都府総合計画の取組方針として、「京都府 WITH コロナ・POST コロナ戦略」を令和3年6月にとりまとめました。

また、食を取り巻く様々な場面においても、感染防止のための3密や接触の回避など、消費者、事業者ともに新しい生活様式への対応が求められる中、府では感染防止対策を実施している飲食店を認証する「京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度」を令和3年7月に開始しました。

このように、新型コロナウイルス感染症の拡大は、食品の生産から、流通、消費の各段階に大きな影響をもたらしており、適時適切な対応が必要です。

(2) 食品衛生法改正によるHACCPの制度化等の新たな法制度への対応

食品衛生法が改正（平成30年改正、令和3年6月完全施行）され、営業許可業種が再編されるとともに、原則として全ての食品等事業者によるHACCPに沿った衛生管理の実施が求められるようになり、事業者に速やかに制度を定着させることが必要です。

また、同法及び食品表示法の改正（平成30年改正、令和3年6月施行）により、食品等のリコール情報の届出が義務化され、府民及び事業者への周知と適切な運用が求められています。

さらに、食品表示法に基づく食品表示基準の改正（平成29年改正、令和4年4月完全施行）により、原則として全ての加工食品に原料原産地表示が義務化され、府民及び事業者への周知が必要です。

加えて、同基準の改正（令和元年改正、令和5年4月施行）により、遺伝子組換え食品の任意表示が、「適切に分別生産流通管理」をしている旨、「遺伝子組換えでない」旨の二つに分かれることとされ、これらの新しい表示基準について、府民及び事業者への周知が必要です。

(3) 安心・安全な食品の提供と安心して食事できる食環境の整備

令和2年度は国内で過去にない規模の高病原性鳥インフルエンザが発生するとともに、豚熱の拡大や二枚貝類の貝毒蓄積なども起こっており、生産現場の監視等とともに、情報不足による風評被害を防止するため、消費者への適切な情報提供が必要です。

また、全国的にアニサキス、カンピロバクター属菌及びノロウイルスによる食中毒が散発する状況が続き、発生数が下げ止まりの状況にあるほか、食品の不適切表示、異物混入等による自主回収の事例も見られることから、食品関連事業者等に対する監視・指導が必要です。

令和元年度の「京都府児童生徒の健康と体力の現状」調査によると、食物アレルギーのある児童生徒は、小学生の6.5%、中学生の7.3%とされています。こうした児童生徒への対応をはじめ、高齢者の食の安全確保や健康寿命延伸などに向けて、誰もが安心して、食事ができる食環境への支援が求められています。

(4) 持続可能な社会への関心の高まり

国連でSDGs（持続可能な開発目標）が採択されるなど、持続可能な社会の実現に向けた関心が高まり、様々な取組が広がる中で、食に係る分野においても、エシカル消費など消費者教育や気候変動、生物多様性に配慮した持続可能な農林水産業が注目されており、例えば、有機農業を含む環境にやさしい農業の推進等の取組が求められています。

(5) SNS等の普及と正確な情報

ICT技術の進展を背景に新型コロナウイルス感染症拡大による外出の自粛や在宅時間の拡大もあり、「新しい生活様式」においてSNSやオンライン動画等インターネットを活用した情報の発信・収集が普及・拡大し、それらを活用する府民が増加しています。

このような変化によって、府民には、食に関する様々な情報が手軽に入手、発信できる等のメリットがある一方で、信頼性に欠ける情報もあるため、行政が正確な情報を発信することに加えて、府民が情報を適切に選択することの重要性が高まっています。

2 第5次行動計画（令和元年度～3年度）の成果と課題

（1）第5次行動計画の取組

ア 施策の柱と目指す姿の設定

第5次行動計画では、柱1「新たな法制度に適応できる食品関連事業者等の育成」と柱2「食の信頼感向上に向けた情報の提供と府民の食の選択力向上」の二つの柱を立て、柱1では、食中毒、食物アレルギーによる事故、食品表示違反が発生しないことを目指して、29項目に、また、柱2では、食の安心・安全について、理解する府民が拡大することを目指して、14項目に取り組んでいます。

イ 数値目標の達成状況

これら43の取組ごとに設定した数値目標を、令和元年度には40項目で80%以上達成し、おおむね計画どおりに取り組むことができました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、3密や接触を避けるため、対面型の研修会を自粛したことから、80%以上達成したのは32の取組にとどまりましたが、オンライン会議の活用や動画のインターネット公開など「新しい生活様式」に対応して取組を実施することができました。

ウ 目指す姿の実現状況

（ア）食中毒等による健康被害の拡大防止

府内（保健所設置の京都市を除く。）では、悪質な食品表示の違反等の発生は無く、食中毒（令和元年度：7件、令和2年度：4件）の発生時には、速やかに原因究明のために必要な調査や事業者への衛生指導を行い、府民の健康被害の拡大を抑えることができました。

（イ）食の安心・安全について理解する府民の拡大

食に関するリスクコミュニケーションや消費者と生産者との交流会等において、令和元年度から2年度までに約1,500名（うちオンライン等約400名）の府民参加があり、「食の府民大学」等で公開している学習動画は、約17,000回の視聴があるなど、広く活用されました。

このような取組の結果、令和2年度に実施した府民アンケートでは、府の食の安心・安全について、「安心」・「どちらかといえば安心」と回答した人が88%（平成29年度70%）となるなど、比較的安全性が高いと評価を受けています。

(2) 今後の課題

食を取り巻く情勢の変化に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、食品の生産、流通、消費の各段階に、大きな影響が生じていることを踏まえ、食の安心・安全の取組を進める主体となる行政、事業者、消費者が、「新しい生活様式」に対応しながら、以下の取組を実施する必要があります。

ア 食の安全性確保に向けた行政による監視・検査の着実な実施

(ア) 生産現場等の監視

養鶏農場における高病原性鳥インフルエンザウイルスの発生防止やトリガイ、カキ類等の養殖における貝毒蓄積を防止するための監視

(イ) 流通段階の監視

新型コロナウイルス感染症の影響等により、テイクアウトやデリバリーを開始する事業者が提供する食品、野生鳥獣肉(ジビエ)など様々な流通食品の衛生管理の不備、不適切表示等食品に由来する事故を未然に防ぐための監視

イ 食を取り巻く変化に対応する食品関連事業者等の自主的な取組

(ア) HACCP制度など新たな法制度に対応するための支援

府内に多い中小規模事業者においてHACCP制度や原料原産地表示を定着するための、事業者の規模や業種等に応じたきめ細やかな支援

(イ) 食物アレルギー等への対応

食品関連事業者、修学旅行生を受け入れる施設等におけるアレルギー表示の徹底、子育てや高齢者のサロン等で食事を提供するボランティア向けの食中毒や食物アレルギー対策に関する学習機会の提供

(ウ) 持続可能な農業の推進

農業の持続的な発展に向け、農業に由来する環境への負荷を軽減する取組として、特別栽培米など環境にやさしい農業の支援
府内農業者の経営向上と産地の信頼確保のための京野菜等の栽培履歴記帳の電子化システム導入の支援

ウ 食の信頼感向上に向けた情報発信と府民、事業者等との相互理解

(ア) 府民と食品関連事業者の交流

オンライン会議の活用等により食の安心・安全の取組を分かりやすく情報提供し、府民と食品関連事業者等の交流による相互理解の促進を支援

(イ) 府民の食に関する学習環境の充実

食の安心・安全に関する府民のSNS等の活用機会の増加に対応するため、「食の府民大学」における動画講座の拡大など正確な情報を発信し、府民が情報を適切に選択することができる環境を支援

第2章 第6次行動計画の基本的な考え方

第1章で掲げた食を取り巻く現状や課題に対応し、府民の食の安心・安全をより高い水準で確保するため、令和4年度からの3年間を対象期間とした第6次行動計画を定めます。

新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化に対応しながら、「食の安全性確保に向けた行政による監視・検査体制の確保」、「食を取り巻く変化に対応する食品関連事業者等の自主的な取組の促進」、「府民の食に関する信頼感向上と選択力向上に向けた正確な情報の提供」の三つの柱を中心に施策を総合的かつ計画的に推進し、これらの取組を通じ、行政、事業者、府民が協働・連携して、食の安心・安全を確保します。

1 食の安全性確保に向けた行政による監視・検査体制の確保

「新しい生活様式」における食品の提供主体・形態の多様化に対応するとともに、食品による健康被害の未然防止等のため、行政による生産現場等や流通段階での監視、指導、検査等の実施により、食品の安全性を確保し、食中毒や食物アレルギー、食品の規格基準違反、食品表示違反などが発生しないことを目指します。

2 食を取り巻く変化に対応する食品関連事業者等の自主的な取組の促進

食品の生産から流通、販売に至る各段階における安全性確保のため、食品関連事業者等に対して、オンライン動画などICT等を活用した新たな制度に関する研修機会の提供により、自主的な取組を促進するとともに、環境に優しい農業など持続可能な農業の推進により、事業者の知識向上、食品による健康被害の防止、安心・安全な食品の安定供給を目指します。

3 府民の食に関する信頼感向上と選択力向上に向けた正確な情報の提供

府民の情報収集手段が多様化する中、食への信頼感向上のため、動画やオンライン会議の活用により食の安心・安全の取組を分かりやすく情報提供することで、府民と食品関連事業者等の交流により相互理解を促進するとともに、府民の食の安心・安全に関する学習環境の充実を目指します。

なお、第5次行動計画で取り上げた食文化継承、食品ロス削減の取組やSDGsに関連して注目されるエシカル消費等消費者教育の取組は、それぞれ、令和3年3月に策定した「第4次京都府食育推進計画」や令和3年度に策定予定の「京都府食品ロス削減推進計画」、「京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画」に位置付け、相互に連携しながら、役割分担することとします。

また、農林水産業をはじめ府民の暮らしに不可欠な水に関しては、「京都府環境基本計画」により、安心・安全な暮らしを支える生活環境の保全と向上のため、公共用水域や地下水等の水質汚濁を防止するなど、快適な水環境の維持に取り組んでいます。食品等事業者が製造等に使用する水は、食品衛生法施行規則に基づき衛生管理を行っています。

4 第6次行動計画の施策の体系

「新しい生活様式」への対応	新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化に対応しながら、食の安心・安全施策を推進します。
---------------	---

柱	取組（○主な取組）	
1 に食よる安全監視性・確保に体向けた確立の確保	目指す姿	生産現場等において、生産に伴うリスクの低減とともに、食中毒等による健康被害、食品の規格基準違反、食品表示違反などが発生ゼロとなることを目指します。
	(1) 生産現場等の監視、指導	1 農薬使用者に対する適正使用指導 2 全畜産農家に対する動物用医薬品等の適正使用指導 ○3 養鶏農場における高病原性鳥インフルエンザ侵入監視のためのウイルス学的検査 4 全水産養殖業者に対する動物用医薬品等の適正使用指導 ○5 二枚貝類の主要養殖海域における定期的な貝毒発生状況調査 6 農薬販売店への立入調査 7 飼料等製造業者、販売業者への立入調査
	目指す姿	流通段階において、食中毒や食物アレルギーによる健康被害、食品の規格基準違反、食品表示違反などが発生ゼロとなることを目指します。
	(2) 流通段階の監視、指導	8 食品表示の巡回指導 ○9 食品表示における科学的検査 ○10 新たに許可を受けた飲食店に対しテイクアウトやデリバリーを行う際に食中毒を発生させないための監視指導 11 食品衛生法に基づく食品等の収去検査 12 野生鳥獣肉を取り扱う食肉処理施設の監視指導
2 食関連を事業者等巻き込む変化の自主的対応する組の食促進	目指す姿	安心・安全な食品を提供する事業者等を育成し、事業者の知識向上、食品による健康被害の防止を目指します。
	(1) 安心・安全な食品を提供する事業者等の育成	13 農薬講習会の開催 14 農薬管理指導士の養成 ○15 自主的な残留農薬分析の推進 ○16 HACCPの定着に向けた指導と食品衛生責任者の研修会開催 17 6次産業化に取り組む生産者向け食の安全マネジメント研修会の開催 ○18 食品関連事業者向け新たな食品表示制度の普及啓発 19 きょうと健康 おもてなし 食の健康づくり応援店 20 ボランティア向けの食の安心・安全講習会の開催 21 食物アレルギーのある児童・生徒への個別の取組プランの作成率の向上 22 緊急時の食に関する対応研修会の開催
	目指す姿	持続可能な農業に取り組む生産者等を育成し、生産者の知識向上、安心・安全な食品の安定供給を目指します。
	(2) 持続可能な農業の推進	○23 特別栽培米など環境にやさしい農業の推進 24 気候変動等にも対応した安心安全な府内産農林水産物の安定供給のための研究の実施 ○25 京野菜等の栽培履歴の電子化と情報開示のためのシステム導入
3 正と府確選民の情力食報向上に関する提供した頼感向上	目指す姿	消費者、事業者、行政の交流を通じて、食の安心・安全に関する相互理解の促進を目指します。
	(1) 府民と食品関連事業者の交流による相互理解の促進	○26 食の安心・安全に関するオンライン等を活用したリスクコミュニケーション等の開催 ○27 学生等によるきょうと食の安心・安全ヤングサポーターの養成
	目指す姿	府民・食品関連事業者へ適切に情報提供し、府民の食の安心・安全に関する学習環境の充実を目指します。
	(2) 府民の食に関する学習環境の充実	○28 食の府民大学の動画講座の充実・利用拡大 29 府ホームページ等において、府の施策・取組を分かりやすく紹介 ○30 SNS等様々な媒体を活用した適切な食情報の発信

第3章 食の安心・安全に向けた取組の展開

1 食の安全性確保に向けた行政による監視・検査体制の確保

府民に安心・安全な食品が届くよう、食品の生産から流通、販売に至る各段階における法令遵守状況を府においてしっかり監視、指導します。

(1) 生産現場等の監視・指導

目指す姿

生産現場等において、生産に伴うリスクの低減とともに、食中毒等による健康被害、食品の規格基準違反、食品表示違反などが発生ゼロとなることを目指します。

安心・安全な京都府産農林水産物の生産のためには、適正に製造、販売された飼料や農薬などの資材を、生産者が適切に使用することが大前提です。さらに、世界的に抗菌薬が効かない薬剤耐性菌感染症の拡大が懸念され、国も人体への抗菌薬の使用はもとより、畜水産分野についても、慎重使用をさらに進めているところです。また、高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病の発生を防止するためには、畜産農家による日頃からの家畜の適切な飼育と疾病の侵入防止対策の実施が何より重要です。

そこで、農作物の生産農家に対し、農薬の使用状況を確認し、適正使用や農薬の適切な保管について指導するとともに、消費者の信頼を確保するため、栽培履歴等の情報開示を推進します。

また、全ての畜産農家に対して、飼料や動物用医薬品の適正使用や飼養管理等について指導するとともに、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等、家畜伝染病予防法等に基づく検査や飼養衛生管理基準遵守の点検を行い、家畜伝染病の発生予防に継続して取り組むとともに、適切に情報提供して、風評被害の防止に努めます。

水産養殖業者についても同様に、水産物の安全性確保のために、適切な養殖環境の保持や動物用医薬品の適正使用等について、巡回指導等を実施します。また、毒化した貝類の流通を防止するために、二枚貝類養殖の盛んな海域において、定期的なモニタリングを行うことにより、貝毒の発生状況を監視し、養殖業者や漁業協同組合など関係者への注意喚起及び指導を行います。

さらに、農薬販売店等の事業者に対して、立入調査を実施し、店頭での農薬の陳列状況や表示、在庫管理について確認、指導します。



畜産農家への監視指導



高病原性鳥インフルエンザウイルス検査



水産養殖業者への監視指導



二枚貝類の貝毒検査

数値目標

番号	取組	指標	現 状 R2年度実績	目標値 R6年度
①	農薬使用者に対する適正使用指導	指導数 (回/年)	268	270
②	全畜産農家に対する動物用医薬品等の適正使用指導	指導率 (%/年)	100	100
③	養鶏農場における高病原性鳥インフルエンザ侵入監視のためのウイルス学的検査	検査率 (%/年)	100	100
④	全水産養殖業者に対する動物用医薬品等の適正使用指導	指導率 (%/年)	100	100
⑤	二枚貝類の主要養殖海域における定期的な貝毒発生状況調査	調査数 (回/年)	48	48
⑥	農薬販売店への立入調査	調査数 (回/年)	152	200
⑦	飼料等製造業者、販売業者への立入調査	調査数 (件/年)	13	13

数値目標の考え方

①農薬使用者に対する適正使用指導

府内の農薬使用者に対して農薬に係る危害発生防止のため、府内5か所（4広域振興局単位と京都乙訓の地域。以下同じ）で年270回の適正使用指導を行います。

②全畜産農家に対する動物用医薬品等の適正使用指導

全ての畜産農家（令和3年家畜飼養911戸）に対して豚熱等の家畜伝染病の検査、飼養衛生管理基準遵守の点検、動物用医薬品の適正使用等について、年1回以上指導します。

③養鶏農場における高病原性鳥インフルエンザ侵入監視のためのウイルス学的検査

1,000羽以上飼養農場（令和3年46農場）に対して高病原性鳥インフルエンザのウイルス学的検査を行い、発生予防に取り組みます。

④全水産養殖業者に対する動物用医薬品等の適正使用指導

全ての水産養殖業者（令和3年給餌養殖事業者22件）に対して動物用医薬品の適正使用等について、年1回以上指導します。

⑤二枚貝類の主要養殖海域における定期的な貝毒発生状況調査

貝類の主要産地である4海域において、月1回、貝毒の発生状況を調査します。

⑥農薬販売店への立入調査

府内にある農薬販売店（令和3年事業者916店）での適正な販売を監視・指導するため、毎年200店、各1回の立入調査を行います。

⑦飼料等製造業者、販売業者への立入調査

全ての飼料等業者（令和3年事業者103件）に対し、法^{*}に基づく取引記録の保存年限（8年）内に調査を実施し、家畜飼料の適切な製造、販売を監視・指導します。 ※「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」

(2) 流通段階の監視・指導

目指す姿

流通段階において、食中毒や食物アレルギーによる健康被害、食品の規格基準違反、食品表示違反などが発生ゼロとなることを目指します。

食品による健康被害を未然に防止するためには、食品衛生法や食品表示法に基づき流通食品の検査、監視を継続して行うことが重要です。

また、誤った食品の表示は、府民に誤解を与える可能性があるだけでなく、特に、アレルギー表示や消費期限、賞味期限表示の欠落や誤表示は、健康被害を招くおそれがあります。

そこで、関係機関と連携し、小売店の店頭において食品の表示状況を確認するパトロールの実施や、流通している食品の科学的分析を行い、産地や品種について、表示内容と一致しているかを監視します。

検査や監視の結果、規格基準違反や不適切表示が判明した場合は、関係部局と連携し、原因究明と再発防止のための指導を行います。

また、テイクアウトやデリバリーにより食品を提供する事業者に対しては、食品の適切な温度管理、事業者の規模に合った食数の提供や早めの喫食の呼びかけ等の指導、啓発を行い、大量に広域流通させる食品製造施設や大規模小売店等を中心に流通食品の収去検査によりポジティブリスト制度に基づく残留農薬検査や適切な食品表示について確認するためのアレルギー物質検査等を行います。

さらに、より安全な野生鳥獣肉（ジビエ）の利活用と府民のジビエに対する安全の確保のため、国や府が実施しているジビエ認証制度について狩猟者をはじめとする関係者に周知し、食肉処理施設運営者等に対する相談活動を行うとともに、ジビエを扱う食肉処理施設に対し、衛生管理の徹底について監視し、指導します。



食品表示の巡回指導



科学的検査買上検体



残留農薬検査

数値目標

番号	取組	指標	現 状 R 2年度実績	目標値 R 6年度
⑧	食品表示の巡回指導	適正表示率 (%)	97	95以上
⑨	食品表示における科学的検査	検査数 (検体/年)	40	40
⑩	新たに許可を受けた飲食店に対し テイクアウトやデリバリーを行う 際に食中毒を発生させないための 監視指導	指導率 (%/年)	100	100
⑪	食品衛生法に基づく食品等の収去 検査	検査数 (検体/年)	462	750
⑫	野生鳥獣肉を取り扱う食肉処理 施設の監視指導	監視指導率 (%/年)	95	100

数値目標の考え方

⑧食品表示の巡回指導

適正に表示されている食品の割合 95%以上を目指し、府内 5 か所、全体で 200 店舗以上を巡回し、監視・指導します。

⑨食品表示における科学的検査

流通食品の抜き取り検査を年 4 品目、各 10 検体実施し、産地表示等が適切に行われているかを監視します。

⑩新たに許可を受けた飲食店に対しテイクアウトやデリバリーを行う際に食中毒を発生させないための監視指導

新たに許可を受けた飲食店（参考：令和 2 年度 731 店）に対し、テイクアウトやデリバリーを行う際に食中毒を発生させないための監視指導を行います。

⑪食品衛生法に基づく食品等の収去検査

年 750 検体*について、残留農薬、添加物等の計画的なモニタリング検査を行い、安全な食品の提供を確認します。 ※「京都府食品衛生監視指導計画」

⑫野生鳥獣肉を取り扱う食肉処理施設の監視指導

野生鳥獣肉を取り扱う食肉処理施設（令和 3 年 23 施設）を年 1 回以上監視し、衛生管理の向上を指導します。

2 食を取り巻く変化に対応する食品関連事業者等の自主的な取組の促進

府内には小規模な食品関連事業者が多いという実態を踏まえながら、事業者が自主的に新たな法制度等に確実に取り組むことができるよう、「新しい生活様式」への対応として、オンライン配信や「食の府民大学」（京都府食の安全・食育 YouTube）の動画講座等を活用した研修機会の提供により、きめ細かく支援します。

（1）安心・安全な食品を提供する事業者等の育成

目指す姿

安心・安全な食品を提供する事業者等を育成し、事業者の知識向上、食品による健康被害の防止を目指します。

ア 安心・安全な食品を提供する事業者の育成

歴史と伝統に培われた高い技術により高品質な京都府産食品を生み出す事業者全てが、HACCPをはじめとする新制度へのスムーズな適応や、食物アレルギーへの対策等ができるように、食品業界団体等と連携し、きめ細かく制度の周知活動を行います。

さらに、自主的に残留農薬を分析する等、自ら法令遵守に取り組む人材の育成を支援するなど、食品の生産から流通、販売に至る各段階において、信頼され続ける事業者の育成に努めます。

食品の安全性向上等のため、農薬講習会を実施し、農薬の取扱いに精通した「農薬管理指導士」を計画的に養成し、農薬の適正使用を進めます。

HACCP制度化については、食品等事業者の規模や業種等を考慮して、HACCPに基づく衛生管理又はHACCPの考え方を取り入れた衛生管理が義務付けられました。保健所による指導・助言など、きめ細かな伴走支援を実施するだけでなく、各事業者の食品衛生責任者に対するHACCP研修会を開催し、HACCPの理解促進と定着を図ります。

さらに、6次産業化や食品加工に取り組む農林漁業者に対してもHACCPの制度化や適切な食品表示に対応し、より一層食の安心・安全の取組を後押しする「食の安全マネジメント研修会」を開催します。

また、食品関連事業者が食品表示に確実に対応できるよう、事業者向けの食品表示講習会、相談対応、啓発資料の配付等を通じて、新たな食品表示制度の普及啓発を行います。

イ 誰もが安心して食事ができる環境の整備

飲食店における食環境の安心・安全を確保するため、府が定めた基準に基づく感染防止対策が実施されている飲食店を認証する「京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度」を令和3年7月に開始しています。

健康寿命の延伸など府民の健康意識が高まる中、「野菜たっぷり」、「塩分ひかえめ」、「エネルギー表示」、「アレルギー表示」に取り組む飲食店、弁当・惣菜店の登録制度を運用し、府民の健康づくりを応援する食環境を支援します。

登録に向けたエネルギー計算やメニュー開発をサポートし、登録店にステッカーを交付し、府ホームページにおいて周知します。

子育てや高齢者のサロン等、地域における居場所づくりの活動の中での、食中毒や食物アレルギーによる事故を防ぐために、サロンの主催者や食事を提供するボランティア等向けの講習会を開催するなど、食に関する正しい知識を習得する機会を増やします。

また、食物アレルギーは、深刻な健康被害につながることもあることから、正しい知識をもって対応することが重要です。

そこで、学校現場においては食物アレルギーを有する児童・生徒一人ひとりに対応することができるよう個別の取組プランを作成し、関係者で共有するとともに、修学旅行生等を受け入れる飲食店等の食物アレルギー表示についても、引き続き啓発していきます。

ウ 緊急時の食の安心・安全の確保のための対応力の向上

全国的に、地震や豪雨による災害が頻発している中、さらに大規模な南海トラフ地震の発生も懸念されているところです。災害発生時は、ライフラインがストップするなど、衛生環境が悪化しやすく、避難所における食料の確保はもとより、食中毒の未然防止や食物アレルギー対応はとても重要です。

そこで、府では、緊急時の食の安心・安全への備えとして、適切な対応が迫られる自治体や団体職員向けの研修等を行い、職員の対応力の維持、向上を図ります。



きょうと 健康 おもてなし 食の健康づくり応援店ステッカー



農薬管理指導士の養成研修会



HACCPの定着に向けた研修会

数値目標

番号	取組	指標	現 状 R 2 年度実績	目標値 R 6 年度
⑬	農薬講習会の開催	参加人数 (人/年)	2 6 1	2 9 0
⑭	農薬管理指導士の養成	延登録人数 (人)	8 7 1	9 3 0
⑮	自主的な残留農薬分析の推進	検査数 (検体/年)	8 8	1 2 4
⑯	HACCPの定着に向けた指導と 食品衛生責任者の研修会開催	開催数 (回/年)	2 0	3 0
⑰	6次産業化に取り組む生産者向け 食の安全マネジメント研修会の開催	開催数 (回/年)	1 1	5
⑱	食品関連事業者向け新たな食品表示 制度の普及啓発	普及啓発数 (回/年)	5	5
⑲	きょうと 健康 おもてなし 食の健康づくり応援店	延登録店舗数 (店舗)	8 0 2	8 0 0
⑳	ボランティア向けの食の安心・安全 講習会の開催	開催数 (回/年)	5	5
㉑	食物アレルギーのある児童・生徒への 個別の取組プランの作成率の向上	プラン作 成率(%)	8 8	1 0 0
㉒	緊急時の食に関する対応研修会の 開催	開催数 (回/年)	7	5

数値目標の考え方

⑬農薬講習会の開催

農薬販売店や造園業者などの農薬管理指導士を対象に、認定の有効期間（3年）内に講習会に参加^{*}いただき、農薬の適正な使用を徹底します。

※令和元年度及び令和2年度実績：平均290名参加

⑭農薬管理指導士の養成

農薬の取扱いに精通した「農薬管理指導士」を新たに年10名以上養成し、農薬の適正な取扱い、使用について指導的役割を果たす者を増やします。

⑮自主的な残留農薬分析の推進

生産者団体等が124検体の自主的な残留農薬分析を行うことで、市場流通を未然に防ぐとともに、生産段階における農薬の適正使用を徹底します。

⑯HACCPの定着に向けた指導と食品衛生責任者の研修会開催

府食品衛生協会と連携し、府内各所で研修会を年30回開催し、HACCPに沿った衛生管理のフォローアップを行います。

⑰6次産業化に取り組む生産者向け食の安全マネジメント研修会の開催

直売所に関連する加工業者を対象に、府内5か所で衛生管理研修会を開催し、HACCP導入・運用の完全義務化への対応を行います。

⑱食品関連事業者向け新たな食品表示制度の普及啓発

食品関連事業者を対象に、府内5か所で事業者向け講習会、資料提供等を行い、新たな食品表示制度を普及啓発します。

⑲きょうと 健康 おもてなし 食の健康づくり応援店

飲食店（32,698店（「平成28年衛生行政報告例」厚生労働省））の2.5%にあたる店舗の登録を維持することで、健康、食物アレルギーに配慮した食生活を支援し、安心して外食等ができる環境づくりを目指します。

⑳ボランティア向けの食の安心・安全講習会の開催

多様化する食品提供主体を対象に、府内5か所で食中毒や食物アレルギー対策等の講習会を開催します。

㉑食物アレルギーのある児童・生徒への個別の取組プランの作成率の向上

公立学校において府が推奨するマニュアルに基づく個別の取組プランが作成されるよう推進します。

㉒緊急時の食に関する対応研修会の開催

府民のほか、自治体や団体職員等を対象として、府内5か所で災害時の食の安心・安全に関する研修会を開催します。

(2) 持続可能な農業の推進

目指す姿

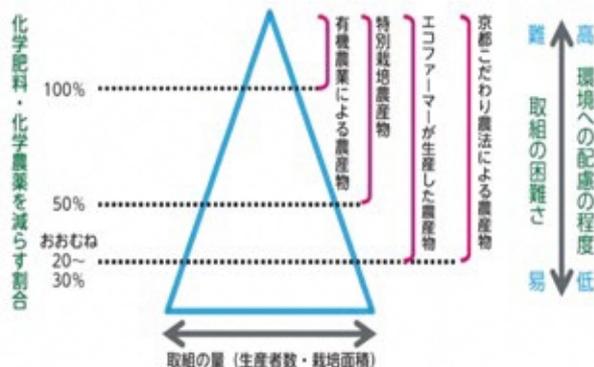
持続可能な農業に取り組む生産者等を育成し、生産者の知識向上、安心・安全な食品の安定供給を目指します。

府では、農業の持続的な発展や自然環境の保全に貢献する、環境にやさしい農業等を推進してきたところですが、国連でSDGs（持続可能な開発目標）が採択され、また、国においては令和3年5月に食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を、イノベーションにより実現することを目指す「みどりの食料システム戦略」が策定されるなど、改めて、気候変動、生物多様性に配慮した持続可能な農業が注目されています。

農業の持続的な発展に向け、化学合成農薬や化学肥料など農業に由来する環境への負荷を軽減する取組として、有機農業や特別栽培農産物、京都こだわり農法の普及など、高品質で環境にやさしい農業を引き続き推進します。

また、今後も続くと考えられる地球温暖化をはじめとした気候変動等にも対応することができるよう、府の試験研究機関において、生産者等の要望に応じて、暑さに強い農作物の品種開発等の研究課題に取り組み、将来にわたり、安心・安全な京都府産農林水産物を安定供給することができるよう努めます。

さらに、京野菜等の栽培履歴記帳の電子化により、消費者に情報を開示することで、ブランド京野菜等の産地の信頼性を確保するとともに、生産者の負担を軽減し、府内の農業経営の競争力と持続可能性を向上します。



スマートフォンによる
水稻穂肥施用量診断技術

環境にやさしい農業でつくられた農作物のイメージ
(出典：京都の環境にやさしい農業のススメ（第二版）)

数値目標

番号	取組	指標	現 状 R 2年度実績	目標値 R 6年度
⑳	特別栽培米など環境にやさしい農業の推進	面積 (h a)	2,110	2,306
㉑	気候変動等にも対応した安心安全な府内産農林水産物の安定供給のための研究の実施	件数 (件/年)	6	6
㉒	京野菜等の栽培履歴の電子化と情報開示のためのシステム導入	延導入団体数 (件)	1	4

数値目標の考え方

㉑特別栽培米など環境にやさしい農業の推進

特別栽培米、京のこだわり農法、有機農業といった「環境にやさしい農業」の取組面積を毎年35ha*以上、拡大できるよう推進します。

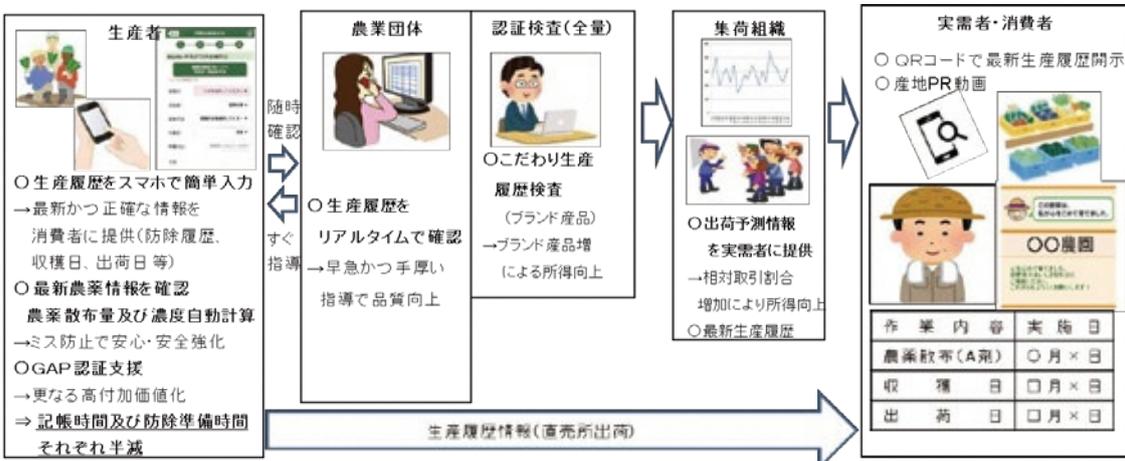
*「京都府農林水産ビジョン」（令和元年12月）

㉒気候変動等にも対応した安心安全な府内産農林水産物の安定供給のための研究の実施

温暖化や自然災害などのリスクを回避するため、新品種の育成や新技術の開発など年6件の試験研究、課題に取り組みます。

㉒京野菜等の栽培履歴の電子化と情報開示のためのシステム導入

栽培履歴の記帳や履歴検査の効率化を推進するため、年1団体のシステム導入を実施します。



栽培履歴電子化・情報開示システムのイメージ

3 府民の食に関する信頼感向上と選択力向上に向けた正確な情報の提供

府民の食の信頼感向上のために、「新しい生活様式」への対応として、オンライン等を活用したリスクコミュニケーションや「食の府民大学」(京都府食の安全・食育 YouTube)等、府民が食の安心・安全について学ぶ場を設け、食の安心・安全の取組を分かりやすく情報提供します。

また、府民と食の安心・安全に取り組む食品関連事業者の交流を通じて相互理解を促進します。

さらに、将来を担う若者をはじめ様々な世代が食の情報に触れる機会を増やし、食の安心・安全の意識向上を図ります。

(1) 府民と食品関連事業者の交流による相互理解の促進

目指す姿

消費者、事業者、行政の交流を通じて、食の安心・安全に関する相互理解の促進を目指します。

京都府産農林水産物や加工食品の信頼感を向上させるために、「食の安心・安全フォーラム」をはじめとした安心・安全な農林水産物や加工食品を生産する事業者と交流できる機会を設けます。

また、食の安心・安全に関する最新の知見、科学的根拠や法令に基づく情報、食品関連事業者が取り組むべきこと等、食を取り巻く状況の変化やターゲットに合わせたテーマについて、府民のICT等の対応状況に配慮した上で、オンライン等を活用したリスクコミュニケーションを開催し、府民と事業者の相互理解を促進します。

さらに、将来を担う若者の食に対する意識向上のため、引き続き、家政系の大学生等を中心とした「食の安心・安全ヤングサポーター」を養成し、食の安心・安全に関する知識を身に付け、SNS等を活用した情報を発信していただくことで、食の安心・安全に関する正確な情報の周知・普及を強化していきます。



リスクコミュニケーション



食の安心・安全ヤングサポーターの養成研修会

数値目標

番号	取組	指標	現 状 R2年度実績	目標値 R6年度
②⑥	食の安心・安全に関するオンライン等を活用したリスクコミュニケーション等の開催	参加者数 (人/年)	429	500
②⑦	学生等によるきょうと食の安心・安全ヤングサポーターの養成	延登録者数 (人)	56	150

数値目標の考え方

②⑥食の安心・安全に関するオンライン等を活用したリスクコミュニケーション等の開催

府内各地でリスクコミュニケーション等を開催し、年 500 人以上の参加により、消費者、事業者、行政の相互理解を促進します。

②⑦学生等によるきょうと食の安心・安全ヤングサポーターの養成

大学生等を対象に年 15 人以上のヤングサポーターを養成し、食の安心・安全に関する知識を普及啓発します。

(2) 府民の食に関する学習環境の充実

目指す姿

府民・食品関連事業者へ適切に情報提供し、府民の食の安心・安全に関する学習環境の充実を目指します。

府民の意識調査によると、食に関する情報を入手する機会は、テレビやラジオ、新聞、雑誌が主流でしたが、近年、新しい生活様式において、情報収集手段が多様化し、外出の自粛や在宅時間の拡大で、インターネットから情報を得る人が急増しています。しかし、SNS等による情報の中には、科学的根拠のない情報やリスクを過大視する情報なども混在していることから、虚偽・誇大な食品表示などに対し必要に応じて、事業者に指導を行います。

このように、食に関する様々な情報が手軽に入手、発信できる等のメリットがある一方、信頼性に欠ける情報も氾濫しているため、正確な情報を発信することに加えて、府民が、自らが求めている正しい情報を適切に選択することの重要性が高まっています。

そこで、食の安心・安全に関する最新の知見、科学的根拠や法令に基づく情報、食品関連事業者が取り組むべきこと等、忙しい方でも、時間や場所にとらわれずに学べるツールとして、「食の府民大学」（京都府食の安全・食育 YouTube）の動画講座を充実させ、食に関する知識や技術を習得する機会を提供します。

また、府ホームページ「食の安心・安全きょうと」やSNS「京都府食の安全・食育情報 Twitter」、「京都府食の安全・食育情報 Facebook」等において、食中毒対策、食品表示、農薬・肥料、農畜水産物の安全等、食に関する正確な情報を提供します。

なお、消費者庁において、年間を通してインターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示の監視を行っています。景品表示法(優良誤認表示)及び健康増進法(食品の虚偽・誇大表示)の観点から表示の適正化について改善要請を行うとともに、SNS等を通じて消費者等への注意喚起が行われています。府においても、引き続き、国と連携し、消費者等への注意喚起を行います。



食の府民大学ホームページ
YouTube 講座



食の安心・安全きょうと HP
食の安全・食育情報
Twitter Facebook

数値目標

番号	取組	指標	現 状	目標値
			R 2 年度実績	R 6 年度
⑳	食の府民大学の動画講座の充実・利用拡大	総動画再生数(回)	2 万	6 万
㉑	府ホームページ等において、府の施策、取組を分かりやすく紹介	更新数(回/年)	1 2	1 2
㉒	S N S 等様々な媒体を活用した適切な食情報の発信	発信数(回/年)	2 4	2 4

数値目標の考え方

㉑食の府民大学の動画講座の充実・利用拡大

毎年、新規講座を開講し、総動画再生回数 6 万回以上を目指し、府民の食に関する学習環境の充実を図ります。

㉒府ホームページ等において、府の施策・取組を分かりやすく紹介

府のホームページ「食の安心・安全きょうと」に府の施策や行事の最新情報を逐次分かりやすく掲載します。

㉓ S N S 等様々な媒体を活用した適切な食情報の発信

Facebook、Twitter 等の S N S を活用し、月 2 回、食の安心・安全に関する情報を発信します。

4 食の安心・安全に関わる危機管理対応

府で把握した食の安心・安全に関する情報は、関係課と共有し、内容に応じて市町村、関係機関、府民等に周知するとともに、必要に応じて関係省庁、都道府県、市町村と連携して監視、指導等を行い、食に関する府民への影響が最小限となるよう取組を進めます。

また、府内で食中毒、食物アレルギーによる事故、食品表示違反など食の安心・安全を脅かす可能性がある事案が発生した場合には、府の関係機関で構成する「京都府くらしの安心・安全推進本部」で速やかに情報共有し、関係部局、警察本部等が連携して初動対応し、健康被害防止、再発防止に努めます。

さらに、近年増加するインターネット取引については、「ネット取引対策チーム」により、インターネット取引に特有な事案等を分析し、対応方法を検討して、未然防止や事業者指導等の施策に反映するとともに、市町村相談のサポート及び地域別の被害分析や府全域のリアルタイムな相談情報の共有により、食の安心・安全に関する被害が拡大する可能性があれば、関係課と速やかに被害防止や相談情報を共有し、府民への注意喚起等につなげます。



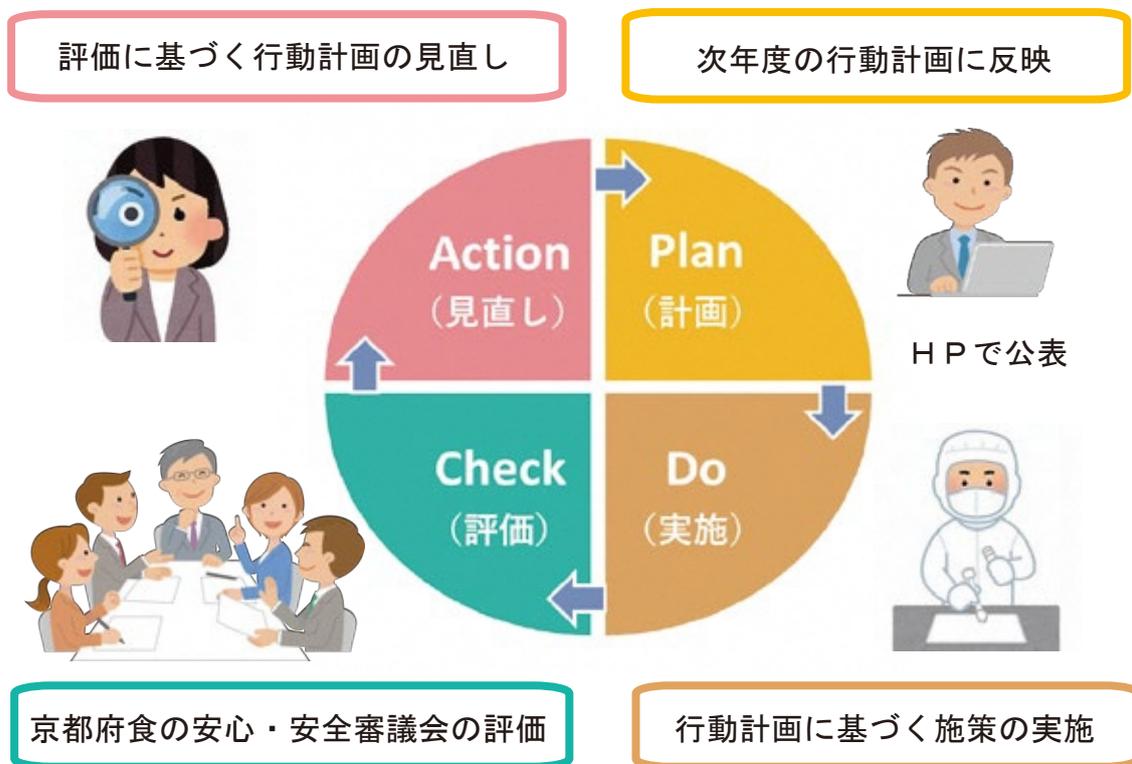
ネット取引対策チーム



相談員の勉強会

第4章 第6次行動計画の管理・公表

第6次行動計画は、PDCA（計画、実施、評価、見直し）の考え方に基づき、実施状況を把握して、適切な点検と進行管理を行うとともに、条例に基づき、毎年、行動計画に係る施策の実施状況及び結果を取りまとめ、京都府食の安心・安全審議会の評価を得た上で、ホームページ等で公表します。



参 考 資 料

- ・ 京都府食の安心・安全推進条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 7
- ・ 京都府食の安心・安全行動計画の推移・・・・・・・・・・・・ 3 4
- ・ 京都府における食の安心・安全に関する府民意識 3 6
- ・ 京都府における食の安心・安全に関連する計画等 4 1
- ・ 用 語 集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 3

京都府食の安心・安全推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 食の安心・安全の確保のための基本的な施策（第5条—第16条）

第3章 食品等の安全性の確保（第17条—第21条）

第4章 府民参画の推進（第22条—第24条）

第5章 京都府食の安心・安全審議会（第25条）

第6章 雑則（第26条）

第7章 罰則（第27条—第29条）

附則

食は、命と健康を支え、人が生きていく上で基本となるものである。健康を維持するために、食の安全性を確保することは不可欠であり、私たちは、その安全性を信頼し、安心感を得てはじめて、健やかな食生活を営むことができる。現在、食の安全性を脅かし、食の安心感を損なう事態が相次いで発生しているが、これらの事態に対処し、食の安心・安全を確保することは、私たち共通の願いである。

京都は、優れた農林水産物や多彩な加工食品の生産地であるとともに、国際的な観光都市を有する消費地としての顔を持ち、歴史と伝統に培われた世界に誇る食文化を継承し、育ててきた。今、私たちは、この京都において、食の安心・安全をより高い水準で確保するため、食に関する情報を共有し、互いに協力しながら、食の安心・安全の確保に関する施策及び取組を推進していかなければならない。

このような認識の下に、食の安心・安全の確保についての基本理念を明らかにするとともに、府、食品関連事業者及び府民がその責務又は役割を果たすことにより、食の安心・安全の確保に関する施策及び取組を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の府民の健康の保護に寄与するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（基本理念）

第1条 食の安心・安全の確保は、府民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。

2 食の安心・安全の確保は、生産から消費に至る食品等の供給に係る行程の各段階に応じて必要な措置が適切に講じられることにより、行われなければならない。この場合において、「食品等」とは、食品（全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第2条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品及び同条第9項に規定する再生医療等製品を除く。）をいう。以下同じ。）並びに添加物（食品

衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 4 条第 2 項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第 4 項に規定する器具をいう。）、容器包装（同条第 5 項に規定する容器包装をいう。）及び食品の原料又は材料として使用される農林水産物をいう。

- 3 食の安心・安全の確保は、科学的知見に基づき、食品による健康への悪影響を未然に防止する観点から必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。
- 4 食の安心・安全の確保は、府及び食品関連事業者における食の安心・安全の確保に関する積極的な情報の公開並びに府、食品関連事業者及び府民における情報の共有を図ることにより、行われなければならない。この場合において、「食品関連事業者」とは、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 8 条第 1 項に規定する食品関連事業者であって、府内に事務所、事業所その他の事業に係る施設又は場所を有するものをいう。
- 5 食の安心・安全の確保は、このために必要な措置の実施に当たっては、府、食品関連事業者（前項に規定する食品関連事業者をいう。以下同じ。）及び府民が相互に理解し、協力することを旨として、行われなければならない。
- 6 食の安心・安全の確保は、環境に及ぼす影響を配慮した上で必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。

（府の責務）

第 2 条 府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食の安心・安全の確保に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、これを実施するものとする。

（食品関連事業者の責務）

第 3 条 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自らが食の安心・安全の確保について第一義的責任を有していることを認識し、食品による健康への悪影響を未然に防止するなど、食の安心・安全の確保に必要な措置を適切に講じなければならない。

- 2 食品関連事業者は、自らの事業活動に係る食品等（第 1 条第 2 項に規定する食品等をいう。以下同じ。）の特性に応じた食の安心・安全の確保に係る知識と理解を深めなければならない。
- 3 食品関連事業者は、自らの事業活動に係る食品等に関する正確かつ適切な情報を提供しなければならない。

（府民の役割）

第 4 条 府民は、食の安心・安全の確保に関する知識と理解を深め、食品の選択に際し合理的に行動できるよう努めるものとする。

- 2 府民は、食の安心・安全の確保に関する施策に対して意見を表明するよう努めることにより、食の安心・安全の確保に積極的な役割を果たすものとする。

第 2 章 食の安心・安全の確保のための基本的な施策

（食の安心・安全行動計画）

第 5 条 知事は、食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「食の安心・安全行動計画」という。）を定めるものとする。

- 2 食の安心・安全行動計画は、食の安心・安全の確保に関する施策の目標及び内容について定めるものとする。
- 3 知事は、食の安心・安全行動計画を定めるに当たっては、府民及び食品関連事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、第 25 条第 1 項に規定する京都府食の安心・安全審議会（第 6 項及び次章において「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

4 知事は、食の安心・安全行動計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、食の安心・安全行動計画の変更について準用する。

6 知事は、毎年、食の安心・安全行動計画に基づく食の安心・安全の確保に関する施策の実施状況を取りまとめるとともに、当該実施状況について審議会の評価を得た上で、当該実施状況及び評価の内容を公表するものとする。

(安全性向上への支援)

第6条 府は、食品関連事業者による食品等の安全性に対する取組を促進するため、食品等の品質管理の水準を向上させるための方式の導入に対する支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(情報の記録、提供等への支援)

第7条 府は、食品関連事業者による食品等に関する情報の適切な記録、積極的な提供等の取組を促進するため、技術的支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(適正な事業活動への支援)

第8条 府は、食品関連事業者が関係法令を誠実に遵守し、事業活動その他の取組を通じて府民の信頼を一層高めるよう、適正な事業活動に係る啓発その他の必要な施策を実施するものとする。

(適正な食品等の表示の確保)

第9条 府は、適正な食品等の表示を確保するため、府民との連携による監視、食品関連事業者に対する指導、食品等の表示に係る制度の普及啓発その他の必要な施策を実施するものとする。

(知識の普及)

第10条 府は、食の安心・安全の確保に関する知識を普及するため、府民に対し、食品等の安全性、食品等の供給に係る行程等に関する学習機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(相互理解及び連携の促進)

第11条 府は、府民及び食品関連事業者が相互に理解を深め、食の安心・安全の確保に関する連携した取組が促進されるよう、交流機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(調査研究の推進)

第12条 府は、食の安心・安全の確保に関する調査研究を推進するとともに、その成果の普及啓発を行うものとする。

(情報の収集及び提供)

第13条 府は、食品等の安全性に関する最新の情報その他の科学的知見に基づく食の安心・安全の確保に関する情報の収集、整理、分析等を行い、府民及び食品関連事業者に対し、積極的な情報の提供を行うものとする。

(人材の育成)

第14条 府は、食の安心・安全の確保に関する専門的かつ実践的な知識を有する人材を育成するため、講習会等の開催その他の必要な施策を実施するものとする。

(危機管理体制の整備)

第15条 府は、食の安心・安全の確保に重大な影響を及ぼす事態を未然に防止し、又は当該事態が生じた場合に迅速かつ適切に対処するため、関係機関との連携の強化等必要な体制の整備を図るものとする。

(財政上の措置)

第16条 府は、食の安心・安全の確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

第3章 食品等の安全性の確保

(農林水産物に係る措置)

第17条 食品関連事業者（農林水産物を生産し、又は採取する者に限る。）は、生産し、又は採取した農林水産物が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該農林水産物を出荷し、又は販売してはならない。

- (1) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第11条の規定により使用が禁止された農薬又は医薬品医療機器等法第83条の3の規定により使用が禁止された医薬品若しくは再生医療等製品（以下「禁止農薬等」という。）が使用された農林水産物（当該食品関連事業者以外の者が使用した禁止農薬等が付着、混入等をしたものを含む。）である場合
- (2) 農薬取締法第12条第1項又は医薬品医療機器等法第83条の4第1項に規定する基準（以下「農薬等使用基準」という。）に違反して農薬又は動物用医薬品若しくは動物用再生医療等製品が使用された農林水産物（当該食品関連事業者以外の者が使用した農薬又は動物用医薬品若しくは動物用再生医療等製品が付着、混入等をしたことにより、農薬等使用基準を満たさなくなったものを含む。）である場合

(遺伝子組換え食用作物に係る措置)

第18条 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第4条第1項の規定により承認を受けた第一種使用規程に係る遺伝子組換え食用作物（同法第2条第2項に規定する遺伝子組換え生物等のうち、作物その他の植物（以下「作物等」という。）であって、食用に供されるために栽培されるもの（食用には供されないが、食用に供されるために栽培される作物等との間で交雑又は混入が生じるおそれのあるものを含む。）をいう。以下同じ。）を栽培しようとする者（以下「栽培者」という。）は、あらかじめ、交雑が生じるおそれが高い範囲として知事が定める範囲内において一般食用作物（食用に供されるために栽培される作物等であって、遺伝子組換え食用作物でないものをいう。以下同じ。）を栽培する者その他規則で定める者に対し、説明会の開催その他の方法により当該遺伝子組換え食用作物の栽培の内容を周知させなければならない。

- 2 栽培者は、遺伝子組換え食用作物の一般食用作物との交雑及び一般食用作物への混入を防止する措置（以下「交雑混入防止措置」という。）を講じなければならない。
- 3 栽培者は、規則で定めるところにより、交雑混入防止措置の内容のほか、遺伝子組換え食用作物の栽培場所その他の規則で定める事項を知事に報告しなければならない。
- 4 府は、食品等に対する信頼性を確保するため、遺伝子組換え食用作物の栽培の内容に係る情報の提供、栽培者による交雑混入防止措置に係る技術的支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(安全性調査)

第19条 知事は、食品による健康への悪影響を未然に防止するため、当該悪影響が生じる蓋然性及びその重大性の観点から必要があると認めるときは、法令又は他の条例に定める措置を講じる場合を除き、食品等に含まれることにより健康に悪影響を及ぼすおそれがある要因について、必要な調査を行うことができる。

- 2 知事は、食の安心・安全の確保を図るため必要があると認めるときは、前項の規定に

よる調査の経過及び結果を明らかにするものとする。

- 3 知事は、第1項の規定による調査の実施に当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、健康への悪影響を未然に防止するため緊急を要するときは、この限りでない。
- 4 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで調査を実施したときは、その内容を審議会に報告しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

- 第20条** 知事は、この条例の施行に必要な限度において、食品関連事業者又は食品関連事業者により構成する団体その他の関係者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、事業所その他の事業活動に関係のある場所に立ち入り、食品等、生産資材、施設、設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するために必要な限度において、食品等、生産資材その他の物件の提出を求めることができる。
- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(措置勧告)

- 第21条** 知事は、第19条第1項の規定による調査の結果、食品による健康への悪影響を未然に防止するため必要があると認めるときは、法令又は他の条例に定める措置を講じる場合を除き、食品関連事業者又は食品関連事業者により構成される団体その他の関係者に対し、健康への悪影響の防止に必要な措置を講じるべきことを勧告するとともに、その旨を公表することができる。
- 2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、当該勧告に係る食品関連事業者又は食品関連事業者により構成される団体その他の関係者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、釈明及び証拠の提出の機会を与えるものとする。ただし、公益上緊急を要するときは、この限りでない。
 - 3 第19条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による勧告について準用する。
 - 4 第1項及び第2項の規定は、第17条又は第18条第1項から第3項までの規定に違反している者について準用する。
 - 5 知事は、第1項（前項において準用する場合を含む。）の規定により勧告を受けた者が、正当な理由がなくて当該勧告に係る措置を講じなかった場合において、食品による健康への重大な悪影響の発生が切迫していると認めるときは、その者に対し、当該勧告に係る措置を講じるべきことを命じることができる。

第4章 府民参画の推進

(施策に対する意見の反映)

- 第22条** 府は、食の安心・安全の確保に関する施策に府民及び食品関連事業者の意見を反映させるため、府民、食品関連事業者及び府が意見の交換をする機会の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(施策の提案)

- 第23条** 府民及び食品関連事業者は、食の安心・安全の確保に関する施策の策定、改善又は廃止について、知事に提案することができる。
- 2 知事は、前項の規定による提案が行われたときは、必要な検討を行い、当該提案をした者にその結果を通知するものとする。

- 3 前2項に定めるもののほか、第1項の規定による提案に関し必要な事項は、規則で定める。

(危害情報の申出)

第24条 府民は、食品等の安全性若しくは食品等の表示に対する信頼が損なわれる事態が発生し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該事態に適切に対処するよう知事に申し出ることができる。

- 2 知事は、前項の規定による申出があった場合において、当該申出の内容に相当の理由があると認めるときは、速やかに、関係法令に基づく必要な措置を講じるものとする。

第5章 京都府食の安心・安全審議会

(京都府食の安心・安全審議会)

第25条 この条例の規定による知事の諮問のほか、食の安心・安全の確保に関する施策の策定及び実施に関する重要事項の調査審議並びに食の安心・安全行動計画の実施状況についての評価を行わせるため、京都府食の安心・安全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前項の規定による調査審議及び評価のほか、食の安心・安全の確保に関する事項について、知事に建議することができる。
- 3 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 4 審議会において専門の事項を調査審議するために必要があるときは、前項の規定にかかわらず、専門委員を置くことができる。
- 5 委員及び専門委員は、学識経験を有する者その他適当と思われる者のうちから、知事が任命する。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(規則への委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(罰則)

第27条 第21条第5項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第28条 第20条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第42号)

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

京都府食の安心・安全推進条例の概要

条例制定の背景・目的（前文）

- 食は、命と健康を支え、人が生きていく上での基本。健康を維持するために、食の安全性の確保は不可欠で、その安全性を信頼し、安心感を得て初めて健やかな食生活を営むことができる。
- 食の安全性を脅かし、安心感を損なう事態が相次ぐ中で、この事態に対処し、食の安心・安全を確保することは府民共通の願い。
- 京都は、優れた農林水産物や多彩な加工食品の生産地であるとともに、国際的な観光都市を有する消費地としての顔を持ち、歴史と伝統に培われた世界に誇る食文化を継承し育ててきた。
- 今、この京都において、食の安心・安全をより高い水準で確保するため、食に関する情報を共有し、協力しながら、施策と取組を推進していくことが必要。
- このような認識の下、食の安心・安全の確保についての基本理念を明らかにするとともに、府、食品関係事業者及び府民がその責務又は役割を果たすことにより、食の安心・安全の確保に関する施策及び取組を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の府民の健康の保護に寄与。

条例の基本理念（第1条）

- 府民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識
- 生産から消費に至る行程の各段階に応じて必要な措置を適切に実施
- 科学的知見に基づき、食品による健康への悪影響を未然に防止
- 府及び食品関連事業者における積極的な情報の公開と共有化
- 府、食品関連事業者及び府民の相互理解と協力
- 環境に及ぼす影響に配慮

府、食品関連事業者、府民の責務と役割（第2条～第4条）

府の責務

- 総合的かつ計画的な施策を策定し、実施

食品関連事業者の責務

- 食の安心・安全の確保について第一義的責任を有していることを認識し、必要な措置を適切に実施
- 知識と理解を深め、正確かつ適切な情報を提供

府民の役割

- 知識と理解を深め、食品の選択に際し合理的に行動できるための努力
- 施策への意見表明により、積極的な役割

基本的な施策 （第5条～第15条）

- 食の安心・安全行動計画の策定・公表
- 安全性向上への支援
- 情報の記録、提供等への支援
- 適正な事業活動への支援
- 適正な食品表示の確保
- 知識の普及、人材の育成
- 相互理解及び連携の促進
- 調査研究の推進
- 情報の収集及び提供
- 危機管理体制の整備

○財政上の措置（第16条）

食品の安全性の確保措置 （第17条～第19条）

- 農林水産物に係る措置
- 遺伝子組換え食用作物に係る措置
- 緊急時の安全性調査

- 報告の徴収及び立入検査（第20条）
- 措置勧告、命令（第21条）
- 罰則（第27条～第29条）

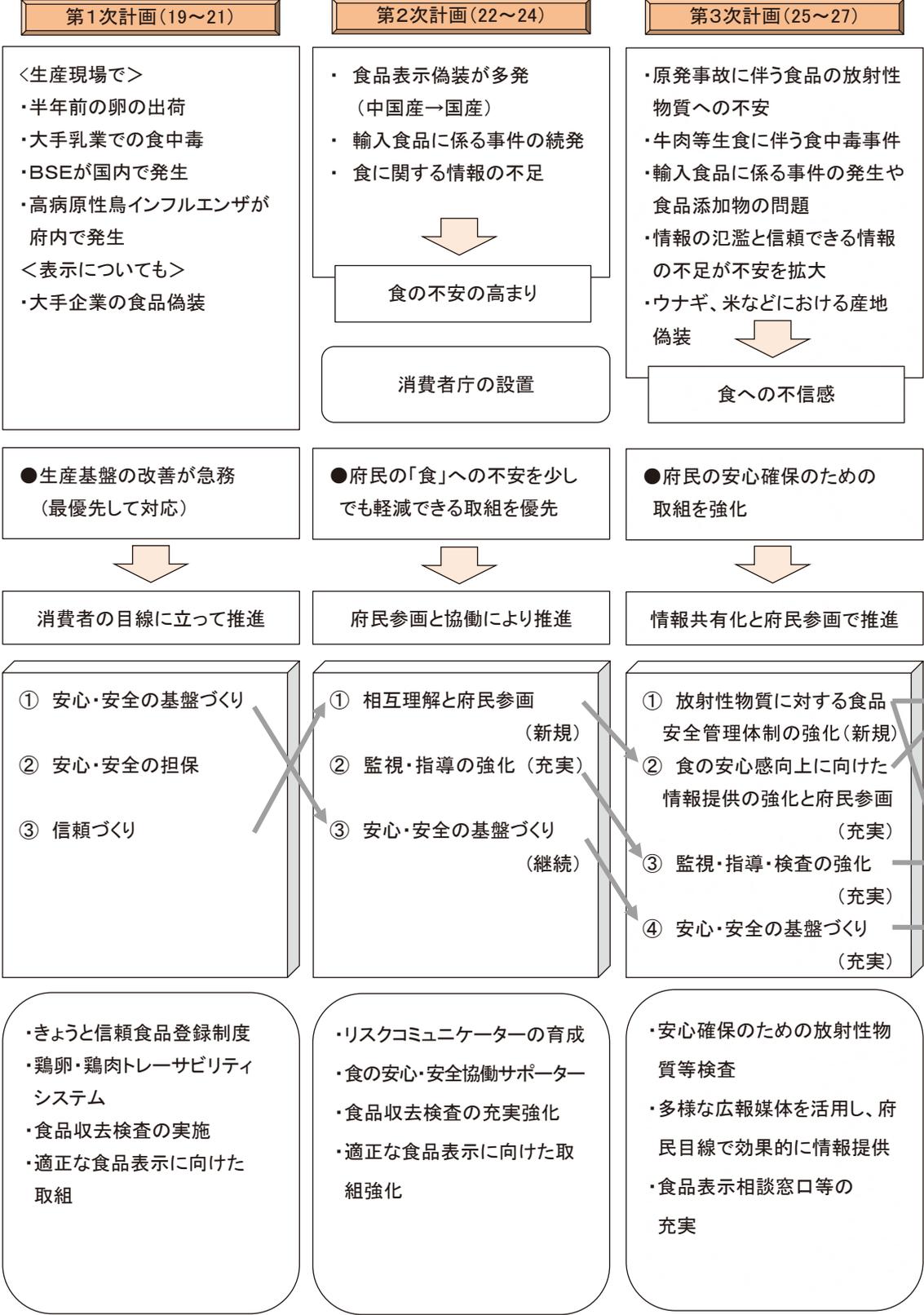
○施行期日 平成18年4月1日

府民参画の推進 （第22条～第24条）

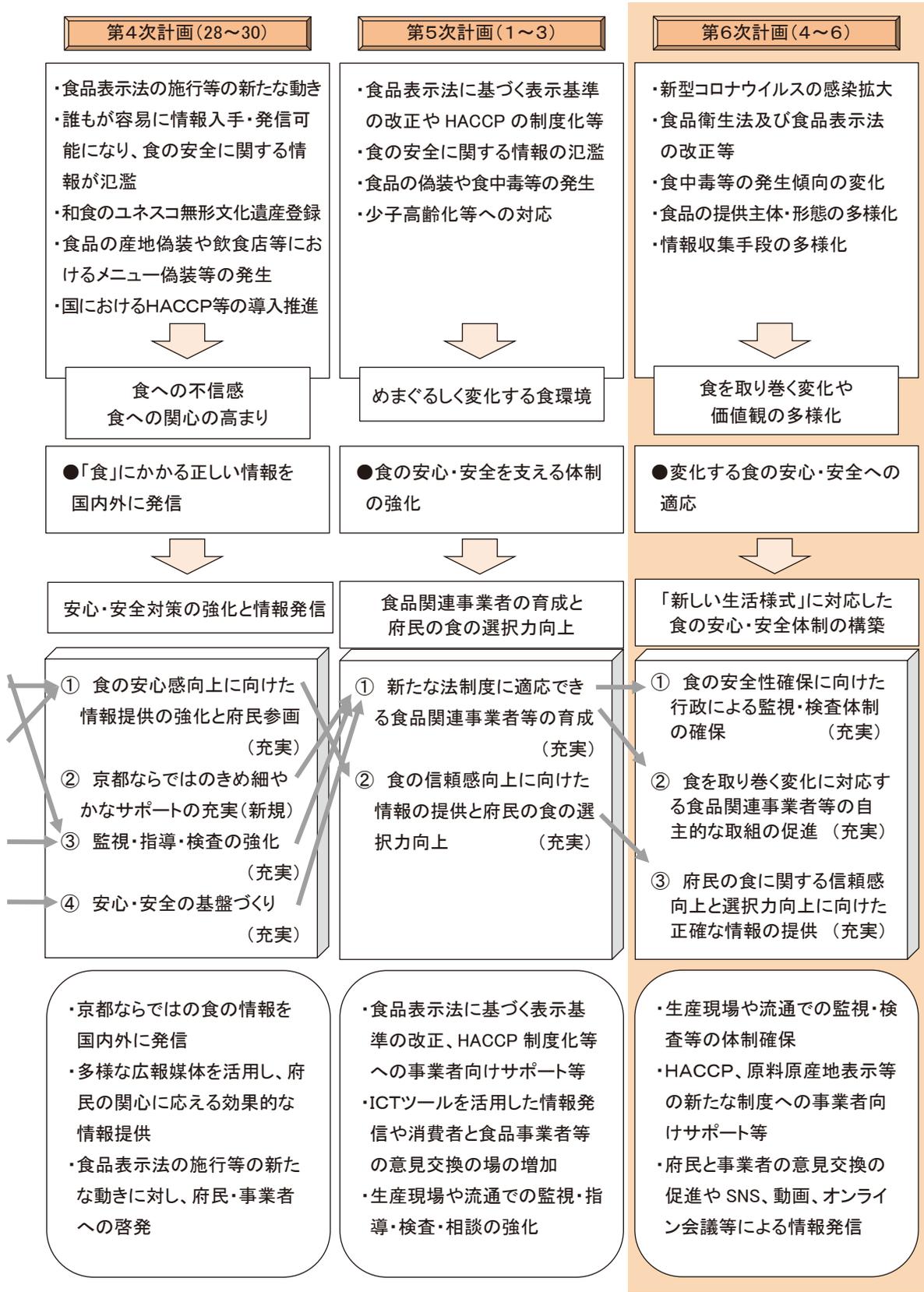
- 施策に対する意見の反映
- 施策の提案
- 危害情報の申出

○食の安心・安全審議会（第25条）

京都府食の安心・安全行動計画の推移 第1～3次



京都府食の安心・安全行動計画の推移 第4～6次



京都府における食の安心・安全に関する府民意識

京都府では、府民の食の安心・安全に関する意識を把握し、京都府における食の安全や信頼性の確保に役立てるため「食の安心・安全アンケート」を実施しています。

アンケートの結果から食の安心・安全に対する府民意識を見てみましょう。

<アンケートの概要>
対 象：一般府民、くらしの安心推進員、京都府広報モニター
調査方法：書面、インターネット
回 答 数：

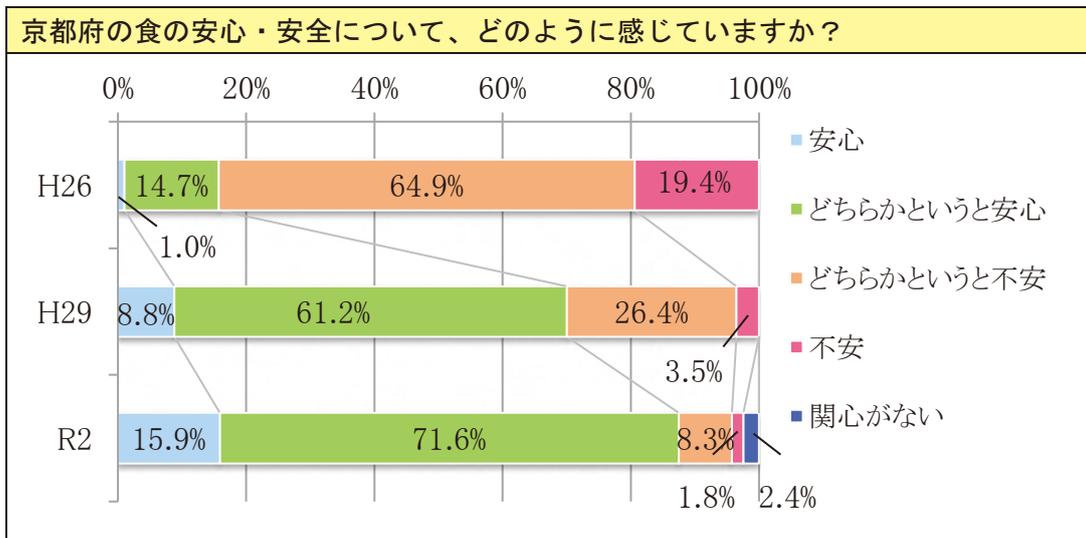
H26	H29	R2
192	474	616

※ より幅広く意見を集めるため、実施年度により対象者、調査方法が異なります。

1 京都府の食の安心・安全に対する信頼感

令和2年度に実施した府民アンケートでは、府の食の安心・安全について、「安心」・「どちらかといえば安心」と回答した人が88%(平成29年度70%)となるなど、比較的安全性が高いと評価を受けています。

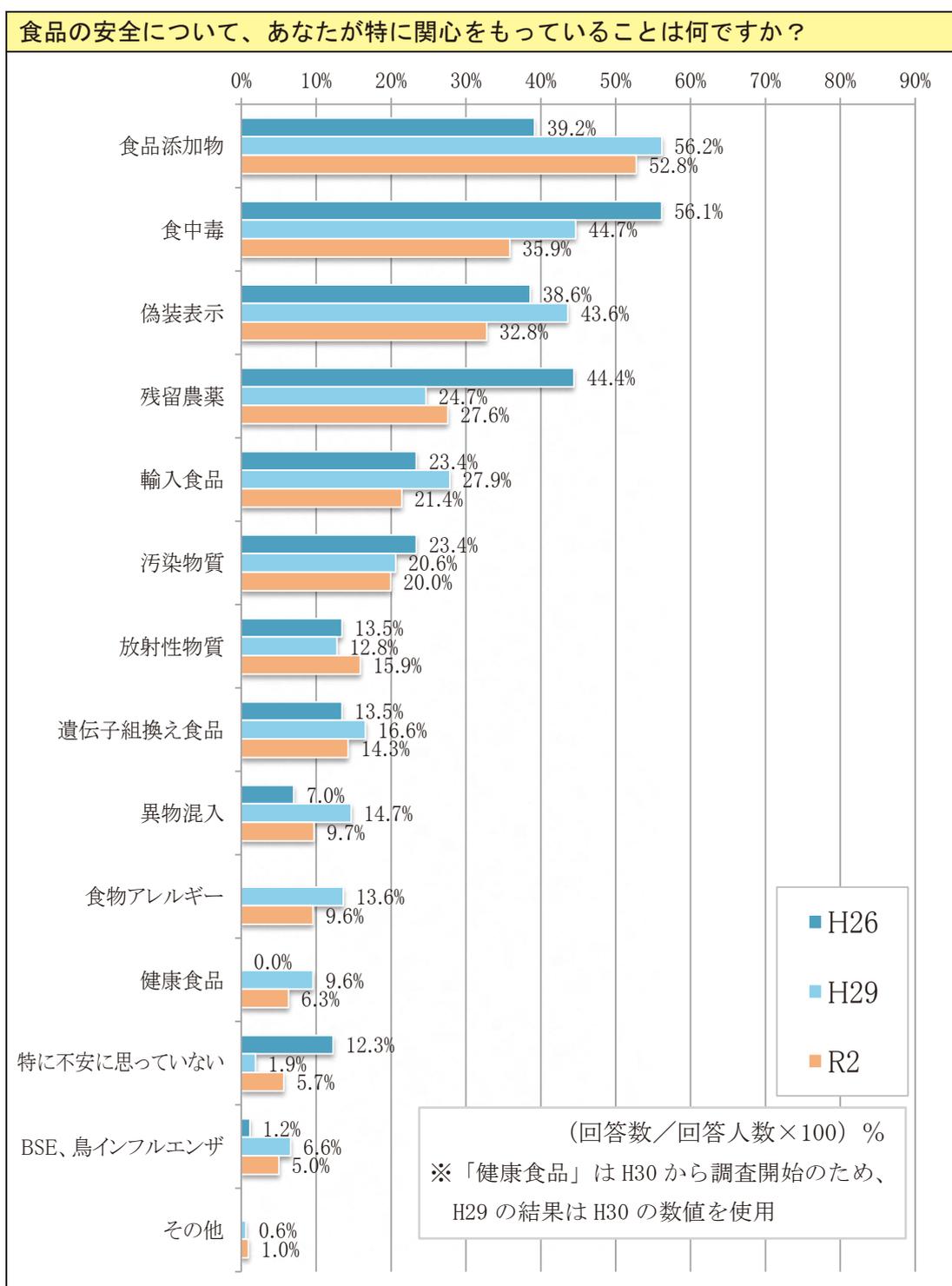
これらの府民の信頼を損なわないためにも、食品関連事業者の方々が、新しい法制度に対応できるための支援や、府民と事業者の交流による相互理解の促進が重要です。



2 府民の具体的な関心事項

令和2年度の調査では、食品添加物、食中毒、偽装表示、残留農薬の順に関心が高くなっていますが、食中毒や残留農薬への関心は減少傾向にあります。

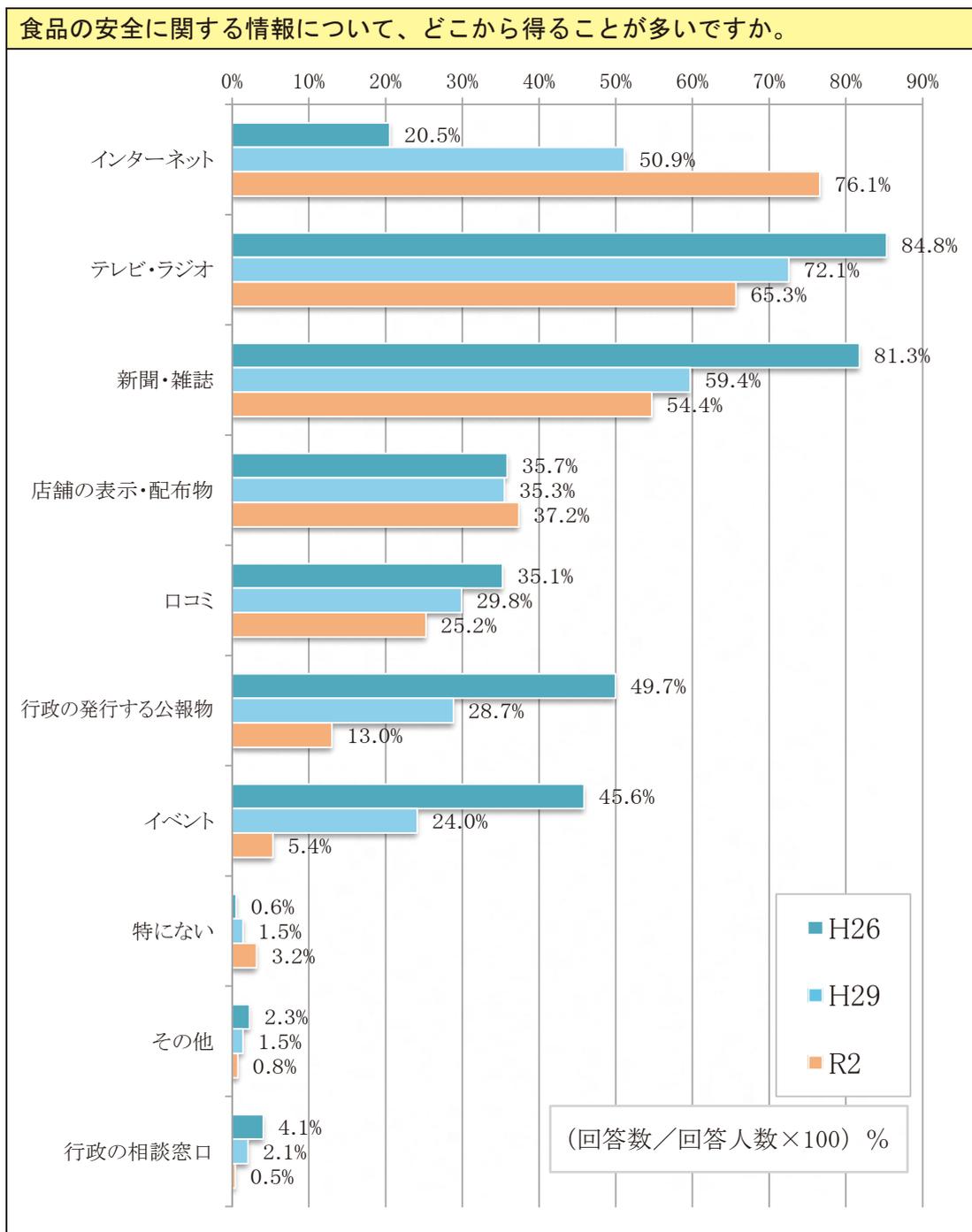
リスクコミュニケーション等を通じた正しい情報発信により理解が進み、これらに対する府民の不安が解消されつつあるのだと考えています。



3 情報の入手方法

食の安全に関する情報の入手方法は、令和2年度は、インターネット、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌の順に多くなっており、近年は、新聞・雑誌、テレビ・ラジオが減少し、インターネットの利用が急増しています。また、集合型イベントからの入手は減少しています。

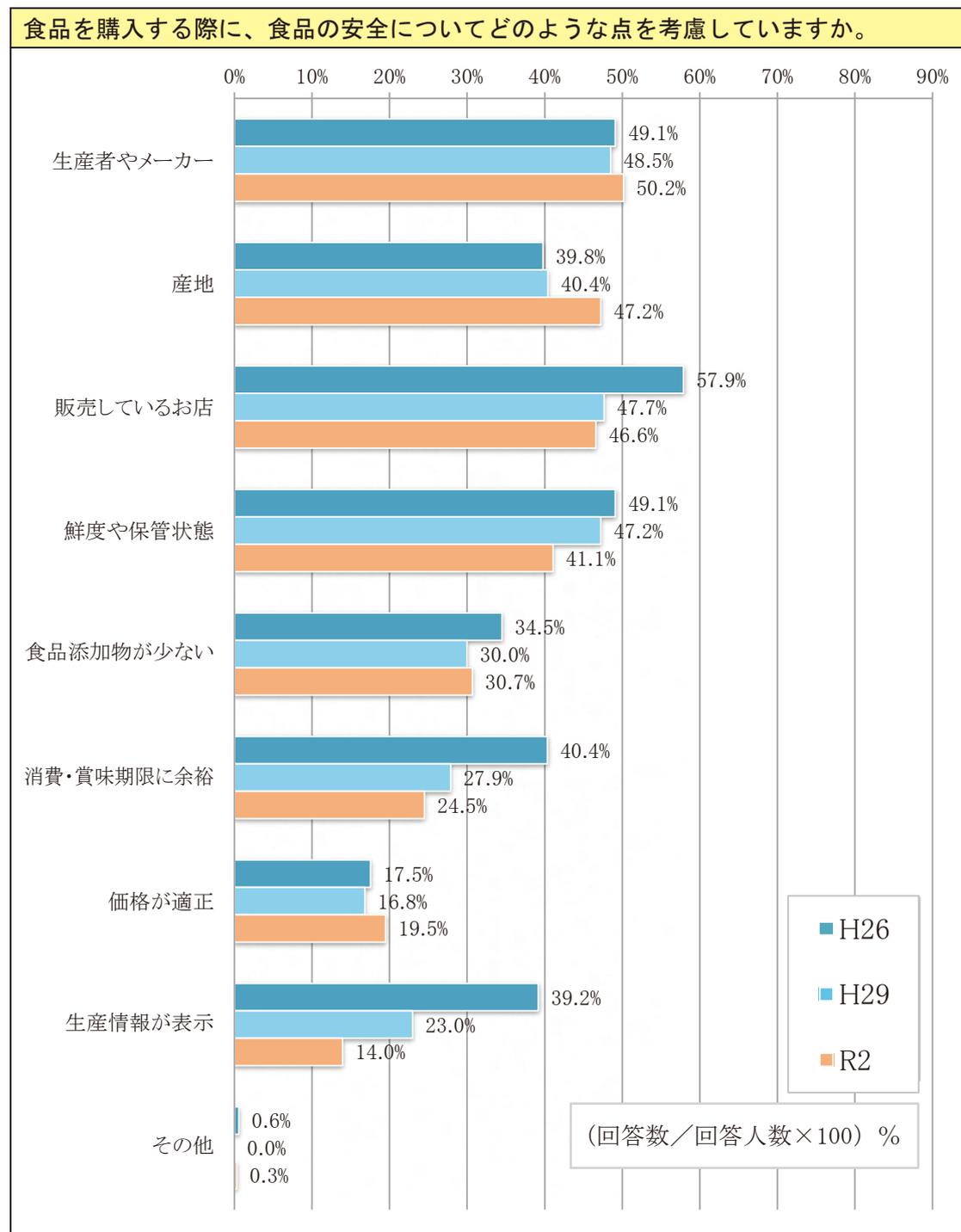
このような状況から、食の安心・安全に関する情報発信は、インターネットをはじめ、様々な媒体を活用することが重要であると考えています。



4 食品を購入する際の安全確認

食品を購入する際、食品の安全について、令和2年度は、生産者やメーカー、産地、販売しているお店、鮮度や保存状態を考慮する方が多くなっています。

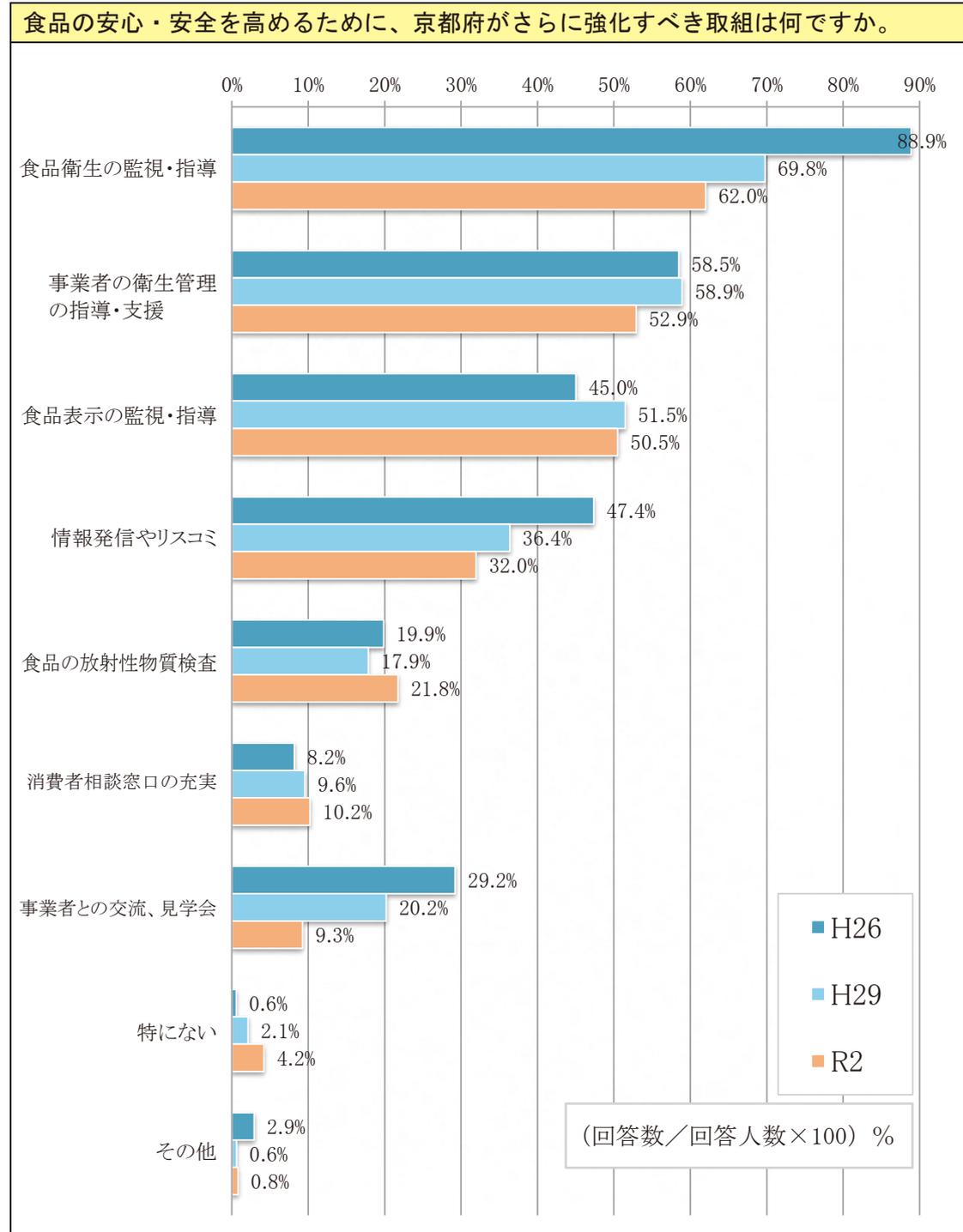
このような状況から、生産者、メーカーや販売店に対して、食品の規格基準、適正表示等の遵守について、指導・啓発することが重要であると考えています。



5 京都府に望む取組

京都府がさらに強化すべき取組として、令和2年度は、食品衛生の監視・指導、事業者の衛生管理の指導・支援、食品表示の監視・指導を求める方が多くなっています。

食品衛生の監視・指導へのニーズは、過年度からは減少していますが、府民の食に関する信頼感向上のため、こうした安全性確保の取組が引き続き、重要であると考えています。



京都府における食の安心・安全に関連する計画等

この計画では、京都府のその他関連する計画等と相互に連携しながら、総合的に食の安心・安全の確保に関する施策を推進することとしています。

京都府総合計画（京都府夢実現プラン）

京都府行政運営の基本理念・原則となる条例第4条の規定により策定され、「一人ひとりの夢や希望が全ての地域で実現できる京都府をめざして」を掲げ、「将来構想」と「基本計画」、「地域振興計画」によって構成されるもの

京都府農林水産ビジョン

京都府総合計画における農林水産分野の将来像や施策の方向性について体系化及び具体化するとともに、各地域振興計画とも連動して、農林水産施策における今後の取組の方向性を示したもの

京都府食品衛生監視指導計画

食品衛生法第24条に規定され、食品の生産、製造、流通等の状況、法律違反状況等、府内における食品衛生の現況を分析評価し、府民の皆様の健康保護を図るための基本的な方向及び具体的な実施方法を定め、重点的かつ効果的で、きめ細かな監視指導を実施するため、毎年度策定しているもの

その他関連する計画

京都府食育推進計画

食育基本法及び国の食育推進基本計画を踏まえ、京都府における食育推進の方向性と、その取組を具体化した全体像を示し、関係者・関係組織と役割分担しながら、府民ぐるみで「食育」の取組を推進するもの

【関連】食育、食文化継承、きょうと食の安心・安全ヤングサポーター

京都府食品ロス削減推進計画

食品ロスの削減の推進に関する法律第12条に規定され、府内の食品ロス削減に向けた一層の充実を図るために、府としての方向性、事業者や消費者等の多様な主体の役割や具体的な施策を示したもの

【関連】食品ロス削減

京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画

京都府消費生活安全条例第7条の規定により、消費生活施策を計画的に推進するため、施策の目標及び内容について定めるもの

【関連】エシカル消費、消費者教育

京都府環境基本計画

京都府環境を守り育てる条例に基づき、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な政策の大綱を定めるもの

【関連】公共用水域や地下水等の水質汚濁防止

用語集

〈ア行〉

ICT

Information and Communication Technology の略語で、「情報通信技術」や「情報伝達技術」と訳されています。インターネットの活用や、メールやSNSによる人同士のコミュニケーションや情報共有等、通信技術を使って、人とインターネット、人と人がつながる技術のことです。

新しい生活様式

新型コロナウイルス感染防止を日常生活に取り入れた生活様式です。長期間にわたって感染拡大を防ぐために、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策を日常生活に定着させ、持続させなければなりません。

具体的な実践例は、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い、「3密」の回避、換気、まめな体温・健康チェック、テレワーク、時差通勤やオンラインで可能なことはオンラインで行うなどです。

アニサキス

寄生虫（線虫）の一種で、その幼虫（アニサキス幼虫）は、サバ、アジ、サンマ、カツオ、イワシ、サケ、イカなどの魚介類に寄生します。アニサキス幼虫が寄生している生鮮魚介類を生（不十分な冷凍又は加熱のものを含まず）で食べることで、食中毒を引き起こします。

アレルギー物質

食物の摂取により生体に障害を引き起こす反応のうち、食物抗原に対する免疫学的反応によるものを食物アレルギーと呼んでいます。下記に掲げる特定原材料を原材料とする加工食品及び特定原材料に由来する添加物を含む食品にはアレルギーの表示が義務づけられています。また、特定原材料に準ずるものを原材料とする加工食品にはアレルギーの表示が推奨されています。

特定原材料:食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった食品のうち、特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いものとして表示が義務化されたもの。

特定原材料に準ずるもの:食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった食品のうち、症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、特定原材料に比べると少ないものとして可能な限り表示することが推奨されたもの。

食品表示法で表示が義務づけられている食品（特定原材料）【7品目】

小麦、卵、乳、そば、落花生、かに、えび

表示が推奨されている食品（特定原材料に準ずるもの）【21品目】
--

アーモンド、あわび、いか、ごま、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン
--

遺伝子組換え食品

遺伝子組換え技術(組換えDNA技術)を応用して作られた食品のこと。厚生労働省は、安全性の審査を義務化し、安全性が確認されたものだけが流通することができます。また、消費者庁は、遺伝子組換え作物やそれを原料とした加工食品について表示制度を定めています。表示が義務づけられている食品は、遺伝子組換え技術を用いて製造された「大豆」、「とうもろこし」、「ばれいしょ」、「なたね」、「綿実」、「てんさい」、「アルファルファ」、「パパイヤ」の8種類の農作物とその加工食品33品目です。

エシカル消費

「エシカル」とは、「倫理的・道徳的」という意味で、エシカル消費とは、人や社会、環境、地域に配慮したものやサービスを選んで消費することにより、安心・安全や品質、価格に次いで商品選択の「第4の尺度」とも言われています。

SNS

Social Networking Service の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのことです。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしています。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えてきます。

(参考：総務省資料)

SDGs (エスディージーズ)

持続可能な開発目標。2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標であり、「地球上の誰一人として取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17の国際目標と、その下に169のターゲットが決められています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

(参考：外務省資料)

〈力行〉

貝毒

貝毒とは、有毒植物プランクトンを食べた二枚貝（カキ、アサリ、トリガイなど）が体内に蓄積する毒のことで、日本国内では麻痺性貝毒と下痢性貝毒の2種類が確認されています。これらの毒を蓄積した二枚貝をヒトが食べることで食中毒を起こす恐れがあります。また、これらの毒は熱に強いため、加熱調理しても毒性が弱まることはありません。市場に流通している貝は定期的に検査されているため、貝毒の心配はありません。

加工食品

「製造又は加工された食品」のことで、調味や加熱等したものが該当し、具体的な食品は食品表示法の食品表示基準に示されています。

環境にやさしい農業

農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性の向上を図りつつ環境への負荷の低減に配慮した持続可能な農業です。京都府では、化学肥料・化学農薬の低減に取り組むエコファーマーや京都こだわり農法、特別栽培農産物、有機農業に加え、GAPや環境保全型農業直接支払交付金の取り組みも「環境にやさしい農業」として推進しています。

カンピロバクター属菌

家畜や家きんの腸内に広く分布する微好気性の細菌で、鶏、牛、豚をはじめ、犬、猫、小鳥等からも検出されます。生食用又は加熱不十分な食鳥肉の喫食が食中毒の主な原因であり、我が国で発生している細菌性食中毒の中で、発生件数が最も多いです。

きょうと 健康 おもてなし 食の健康づくり応援店

府民の健康を考えた食習慣実践の一助となるよう、飲食店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、惣菜店等小売店、その他社員食堂などの府民が利用できる飲食施設を対象に、「野菜たっぷり」、「塩分ひかえめ」、「エネルギー表示」、「アレルギー表示」の表示を行う店舗を「食の健康づくり応援店」として登録しています。

京都こだわり農法

たい肥と有機質肥料による健康な土づくりや輪作を基本とする京都の伝統的な栽培方法と天敵の利用など新しい技術を組合わせた減農薬、減化学肥料栽培を実践する京都独自の生産方式です。

京都府 WITH コロナ・POST コロナ戦略

京都府総合計画（令和元年 10 月策定）について、「安心・安全」、「産業振興」、

「子育て」、「文化振興」、「府民躍動」、「地域づくり」の6つの分野において、WITH コロナ・POST コロナ社会を見据えた戦略を検討し、コロナ禍を踏まえた総合計画推進のための取組方針としてとりまとめています。

京都府くらしの安心・安全推進本部

京都府の全部局が緊密に連携し、京都府内の消費生活における被害の発生又は拡大を防止するための取組を総合的かつ円滑に推進するため、京都府くらしの安心・安全推進本部を設置しています（設置：平成22年1月15日）。

京都府児童生徒の健康と体力の現状

「京都府児童生徒の健康と体力の現状」は、京都府内の公立学校（京都市除く。）を対象に学校体育、学校保健、学校安全、食育・学校給食の調査等の結果をまとめた冊子として、毎年、年度末に府内公立学校はじめ関係機関に配付されています。

また、その資料編の中に「児童生徒のアレルギー疾患等」の項目があります。

京都府食の安心・安全推進条例

食の安心・安全の確保についての基本理念を明かにするとともに、府、食品関連事業者及び府民が責務又は役割を果たすことにより、食の安心・安全の確保に関する施策及び取組を総合的かつ効果的に推進し、もって現在及び将来の府民の健康の保護に寄与することを目的として、平成17年12月に制定された条例です。

景品表示法

景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）とは「商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。（法第1条）」法律であり、不当な顧客誘引を禁止（「景品類の制限及び禁止」及び「不当表示の禁止」）している他、業界の自主的ルールである「公正競争規約」に係る規定もあります。

健康増進法

国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の健康の増進のための措置を講じ、国民保健の向上を図ることを目的として、平成14年に制定された法律です。

健康増進法第65条第1項に健康の保持増進の効果等についての虚偽又は誇大な広告等の表示禁止などを規定しています。

抗菌薬

抗菌薬とは細菌を壊したり、増えるのを抑えたりする医薬品のことをいいます。抗菌薬は、病気の治療を目的とした動物用医薬品や、飼料中の栄養成分の有効利用

を目的とした飼料添加物として、家畜の健康を守り、安全な畜産物を安定的に生産するための重要な資材です。
(参考：農林水産省HP)

高病原性鳥インフルエンザ

A型インフルエンザウイルスの感染による家きん(鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥)の病気のひとつで、家きんに対し強い伝染力と高い致死率が特徴です。治療法は無く、発生した場合の家畜業界への影響が甚大であることから、家畜伝染病予防法において家畜伝染病(法定伝染病)に指定されており、発生した農場の家きん、鶏卵などは適切に措置され市場に出回ることはありません。

国産ジビエ認証制度

ジビエ(捕獲した野生のシカ及びイノシシを利用した食肉)の利用拡大に当たっては、消費者から信頼される食品であるために、流通するジビエの安全性の向上及び透明性の確保を図ることが必要です。そこで、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)」(平成26年11月厚生労働省策定)に基づいた衛生管理基準の遵守、流通規格の遵守、適切なラベル表示によるトレーサビリティの確保等を適切に行う食肉処理施設を認証する農林水産省の制度です。

(参考：農林水産省HP)

子育て／高齢者サロン

この計画の中では、地域活動や居場所づくり活動の中で、子育て中の保護者やその子ども、あるいは高齢者とその家族など、同じような仲間が交流したり情報交換する場を意味しています。

広報モニター

府民参加による開かれた府政の推進を目的として、府が行う広報活動についてインターネットを利用したアンケート調査を実施し、広報モニターの回答を府政運営の参考としています。

〈サ行〉

収去検査

食品の安全を確保するために、食品衛生法又は食品表示法の規定により、食品衛生監視員が食品関係施設に立ち入り、試験検査を行うために必要最小量の食品や食品添加物等は無償で提供を受けて行う検査のことです。

検査の結果、基準に違反する食品については、廃棄や回収などを行うことになります。

飼養衛生管理基準

家畜伝染病予防法に基づき、牛、めん山羊、豚、鶏、馬などの家畜の飼養者が家

畜伝染病の発生を予防するために、遵守すべき事項（家畜の健康観察と異常確認時の対応、衛生管理区域への病原体の侵入防止、衛生管理区域外への病原体の拡散防止など）について定められたものです。

食の安心・安全きょうと

京都府ホームページにおいて、食中毒や食品表示、また、リスクコミュニケーションの開催案内など、食の安心・安全に関する情報を一元的に発信しているサイトです。

食の安心・安全フォーラム

京都府、府内食品関連事業者等が、食の安心・安全に関する取組を紹介するとともに、府民（消費者）と意見交換等を行い、交流を図ることで、府民の食の信頼感向上を推進する取組です。

食の安心・安全ヤングサポーター

府が主催する講習会等で食の安心・安全に関する知識を身に付けた家政系の大学生等が、SNS等の記事を作成し拡散するなど若者目線で食の安心・安全に関する情報発信を行う取組です。

食の安全マネジメント研修会

府内産農林水産物の直売所が、地域の「食」が味わえるイートインや物販機能の向上、地域食材等の集荷・物流拠点の機能の向上、HACCP 対応などについて学ぶための研修会です。

食の府民大学（京都府食の安全・食育 YouTube）

多くの府民が、時間や場所に縛られずに「食」について学ぶことができるインターネット講座です。主に食の安心・安全について学ぶ「食の安心・安全講座」、食育・地産地消、食品ロス削減について学ぶ「食育講座」、公開期間を限定する「期間限定講座」の3つのコースを用意しています。

食品衛生法

食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制を講じることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的としています。

食品、添加物、器具や容器包装の規格基準及びその検査、また、許可を必要とする営業の対象などについて規定しています。

食品関連事業者

食品（その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。）や食品添加物等

の生産、輸入、販売等を行う事業者です。

食品添加物

食品添加物とは、食品衛生法で「食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用するもの」と定義され、保存料、甘味料、着色料や香料等が該当します。また、食品添加物の中には食品の種類ごとに使用基準が設けられており、基準を超える添加物の使用が規制されています。

食品等事業者

食品や添加物の採取、製造、輸入、加工、調理、貯蔵、運搬、販売等を営む者や学校、病院等で継続的に不特定・多数の人に食品を供与する者です。

食品表示基準

食品表示法第4条第1項の規定に基づき定められた食品の表示に関する基準です。食品の製造、加工もしくは輸入を業とする者又は食品の販売を業とする者や食品関連事業者以外の者（バザー等で販売する者など、販売を業としない者）が、加工食品（酒類を含む。）、生鮮食品又は添加物を販売する場合及び不特定又は多数の者に対して無償で譲渡する場合に適用を受けます。

食品表示における科学的検査

表示が正しく行われているかの判別のための科学的検査です。DNA分析（種の判別、遺伝子組換えに関する表示のある食品の検査）、元素分析（食品の元素組成による原産地判別）、安定同位体比分析（加工食品の原材料の確認）のような各種検査です。

食品表示法

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保を目的とする法律です。

食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合する形で平成27年4月1日に施行されました。

食品表示指導者

府内の食品関連事業者の食品表示適正化を推進するため、食品関連事業者内で食品表示等に関する指導者的な役割を担う人材を食品表示指導者として養成し、京都府で登録しています。食品表示指導者は、社内等で食品表示及びコンプライアンスに関する知識の普及、啓発に努めるとともに、自社商品等の食品表示を点検し、適正化を推進する役割を担っています。

新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルスによる感染症です。感染者の口や鼻から、咳、くしゃみ、会話等のときに排出される、ウイルスを含む飛沫又はエアロゾルと呼ばれる更に小さな水分を含んだ状態の粒子を吸入するか、感染者の目や鼻、口に直接的に接触することにより感染します。

〈夕行〉

動物用医薬品

家畜や養殖魚などの病気の治療や予防のために使用される医薬品のことです。作用別に抗生物質、寄生虫用剤、ホルモン剤等に分けられます。

(参考：食品安全委員会資料)

特別栽培米

「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき生産・流通される農産物を特別栽培農産物といい、うち米のこと特別栽培米といいます。

特別栽培農産物（特別栽培米）は、地域の慣行レベルに比べて、①化学肥料の窒素成分量が5割以下、②化学農薬の使用回数が5割以下、に低減して生産されており、ガイドラインの表示ルールに基づいて表示・販売されています。

トレーサビリティシステム

記録の追跡により、ある物品（商品）の流通経路が確認できる状態をいいます。

食品では、食品の生産、加工、流通などの各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先などを記録・保管し、食品とその情報とを追跡・遡及できるようにすることで、食中毒などの早期原因究明や問題食品の迅速な回収、適切な情報の提供などにより消費者の信頼確保に役立つものをいいます。

国産牛肉については、平成16年12月から牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）に基づき、牛の生産から流通・小売段階までのトレーサビリティシステムを導入することが義務付けられました。

(参考：食品安全委員会資料)

〈ナ行〉

ネット取引対策チーム

ネット上での消費者問題への対応案を検討するため、京都府、インターネット取引に詳しいIT専門家と弁護士等で構成されたチームです。

農薬管理指導士

農薬取扱業者等のうち、農薬に関する専門的な知識を有し、農薬の取扱い及び使用に対する安全確保について強い意欲を持っている者が講習会を受講した場合に京都府知事が認定しています。

農薬に関する法令等を遵守し自ら範を示すとともに、他の農薬取扱業者等に対し必要な助言指導を行うことを任務としています。

ノロウイルス

ノロウイルスの食中毒は、主に調理従事者を介して二次汚染された食品により発生し、我が国で発生している食中毒の中で、患者数が最も多いものです。冬季を中心に、年間を通して発生し胃腸炎等の健康被害を起こします。

〈ハ行〉

HACCP

原材料の受入から最終製品までの各工程ごとに、微生物、化学物質、金属の混入などの潜在的な危害要因を分析・特定（危害要因の分析：Hazard Analysis）した上で、危害の発生防止につながる特に重要な工程（重要管理点：Critical Control Point）を継続的に監視・記録する衛生管理手法です。

HACCPに基づく衛生管理

コーデックスのHACCP 7原則に基づき、食品等事業者自らが、使用する原材料や製造方法等に応じ、計画を作成し、管理を行う衛生管理です。大規模事業者等、と畜場及び大規模食鳥処理場が対象となります。

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理

各業界団体が作成する手引書を参考とした簡略化されたアプローチによる衛生管理です。飲食店営業者、そうざい製造業者や食品の取り扱いに従事する者の数が50人未満である事業場等が対象となります。

豚熱

豚熱ウイルスにより起こる豚、いのししの熱性伝染病で、強い伝染力と高い致死率が特徴です。治療法は無く、発生した場合の家畜業界への影響が甚大であることから、家畜伝染病予防法の中で家畜伝染病（法定伝染病）に指定されており、発生した農場の豚などは適切に措置され市場に出回ることはありません。

豚熱は、豚やいのししの病気であり、人に感染することはありません。仮に豚熱にかかった豚の肉や内臓を食べても、人体に影響はありません。

分別生産流通管理

遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を農場から食品業者まで生産、流通及び加工の各段階で相互に混入が起こらないよう管理し、そのことが書類等により証明されていることです。

ポジティブリスト制度

食品中に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度は、一定量以上の農薬等が残留する食品の販売等を禁止する制度です。

〈マ行〉

みどりの食料システム戦略

農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務であるとして、令和3年5月に農林水産省が策定した戦略です。

中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷低減のイノベーションを推進し、2050年までに目指す姿として、農林水産業のCO₂ゼロエミッション化や耕地面積に占める有機農業の取組面積割合を25%（100万ha）に拡大、などを掲げています。

〈ヤ行〉

薬剤耐性菌感染症

薬剤耐性とは、抗菌性物質に対する、細菌の抵抗性のことであり、この抵抗性をもった細菌が人や動物に定着し、症状を起こすことを薬剤耐性菌感染症といいます。耐性を持った細菌に対して抗菌性物質を使用すると、ねらいどおりに細菌を殺すことができず、薬剤耐性菌が生き残り、増えてしまいます。その結果、病気を治せなかったり、治りが遅くなったりします。薬剤耐性を持った細菌が国際的に重要な課題となっています。

〈ラ行〉

リスク

食品中にハザード（人の健康被害を及ぼす可能性がある危害要因。食中毒菌の汚染等の生物学的要因、農薬の残留等の化学的要因、異物の混入等の物理的要因等があります。）が存在する結果として生じる人の健康に悪影響が起きる可能性とその程度（健康への悪影響が発生する確率と影響の程度）です。

リスクコミュニケーション

リスク分析の全過程において、リスク管理機関、リスク評価機関、消費者、生産者、事業者、流通、小売りなどの関係者がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換することです。リスクコミュニケーションを行うことで、検討すべきリスクの特性やその影響に関する知識を深め、リスク管理やリスク評価を有効に機能させることができます。
(出典：食品安全委員会資料)

6次産業化

農林漁業者（1次産業）が、農産物などの生産物の元々持っている価値をさらに高め、それにより、農林漁業者の所得（収入）を向上していくことです。

生産物の価値を上げるため、農林漁業者が、農畜産物・水産物の生産だけでなく、食品加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）にも取り組み、それによって農林水産業を活性化させ、農山漁村の経済を豊かにしていこうとするものです。

（出典：農林水産省ホームページ）

◇ 発 行 ◇

京都府農林水産部農政課

(TEL 075-414-5654)